

新公益法人制度 説明資料

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

Office for the Public Interest Corporation,
Cabinet Office, Government of Japan

目次

(1) 概要・背景	p 3
(2) 改正内容について	
① 財務規律の柔軟化・明確化	p 1 4
② 行政手続の簡素化・合理化	p 3 2
③ 自律的ガバナンスの充実、透明性の向上	p 4 6
(その他) 定款に関する事項	p 6 8
(3) 定期提出書類の切り替わりについて	p 7 0
(4) 会計基準の見直し	p 7 9

(1) 概要・背景

公益法人・公益信託制度改革の変遷

行政改革の一環

2006 (H18)年
制度改革

2024 (R6)年
制度改革

「新しい
資本主義」

旧公益法人制度

- 〈1898 (明治31) 年〜〉
- 旧民法に基づく
 - 主務官庁の自由裁量による設立許可制

現行公益法人制度

- 〈2008 (平成20) 年12月〜〉
- 公益法人三法に基づく
(一般法人法、公益認定法、整備法)
 - 法人の設立 (一般社団・財団法人)
と「公益性」の認定の分離
 - 法定の明確な基準による
一元的な公益認定

「新」公益法人制度

- 〈2025 (令和7) 年4月〜〉
- ✓ 財務規律の柔軟化
 - ✓ 行政手続の簡素化・合理化
 - ✓ 自律的ガバナンスの充実、
透明性向上

現行公益信託制度

- 〈1922 (大正11) 年〜〉
- 旧信託法 (→「公益信託ニ関スル法律」) に基づく
 - 主務官庁の自由裁量による許可制

「新」公益信託制度

- 〈2026 (令和8) 年4月〜 (予定) 〉
- 新公益信託法に基づく
 - 公益法人と共通の透明性の
高い認可制度へ
 - 公益信託の担い手や
信託財産・事務の範囲拡大

公益法人制度の概要

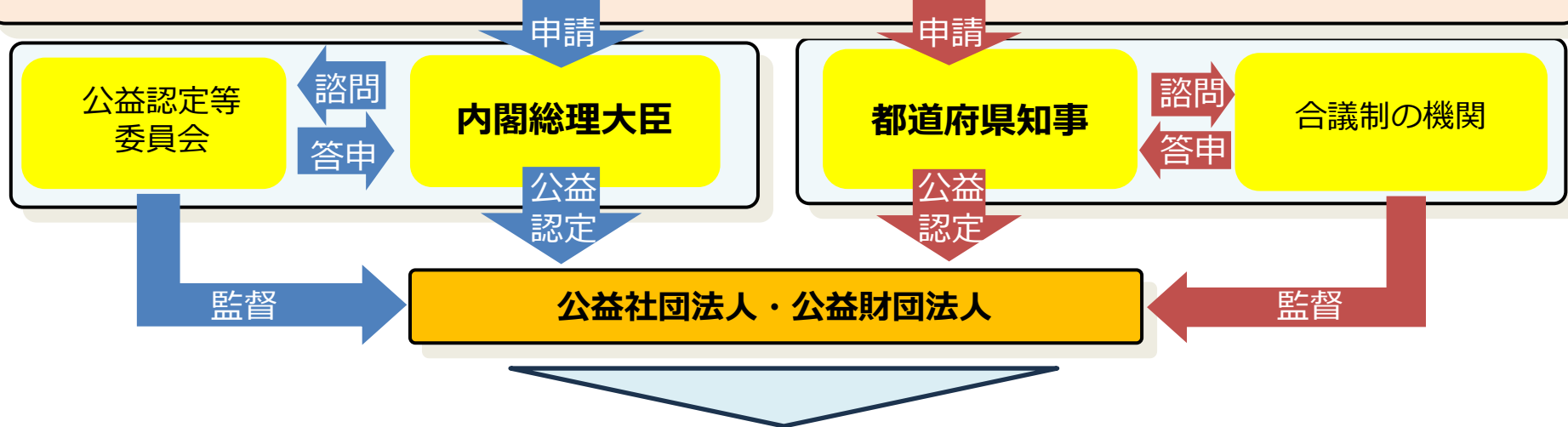
一般社団法人・一般財団法人のうち、公益目的事業を行うことを主たる目的としている法人は、公益認定申請を行い、行政庁の認定を受けると公益社団法人・公益財団法人となる。

<一般社団法人・一般財団法人>

- **設立** → **準則主義 登記**のみで設立
- **根拠** → 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

- ・ 事務所が**複数の都道府県**にある
- ・ **複数の都道府県**で公益目的事業を行う旨を定款で定めている など

左記以外の場合



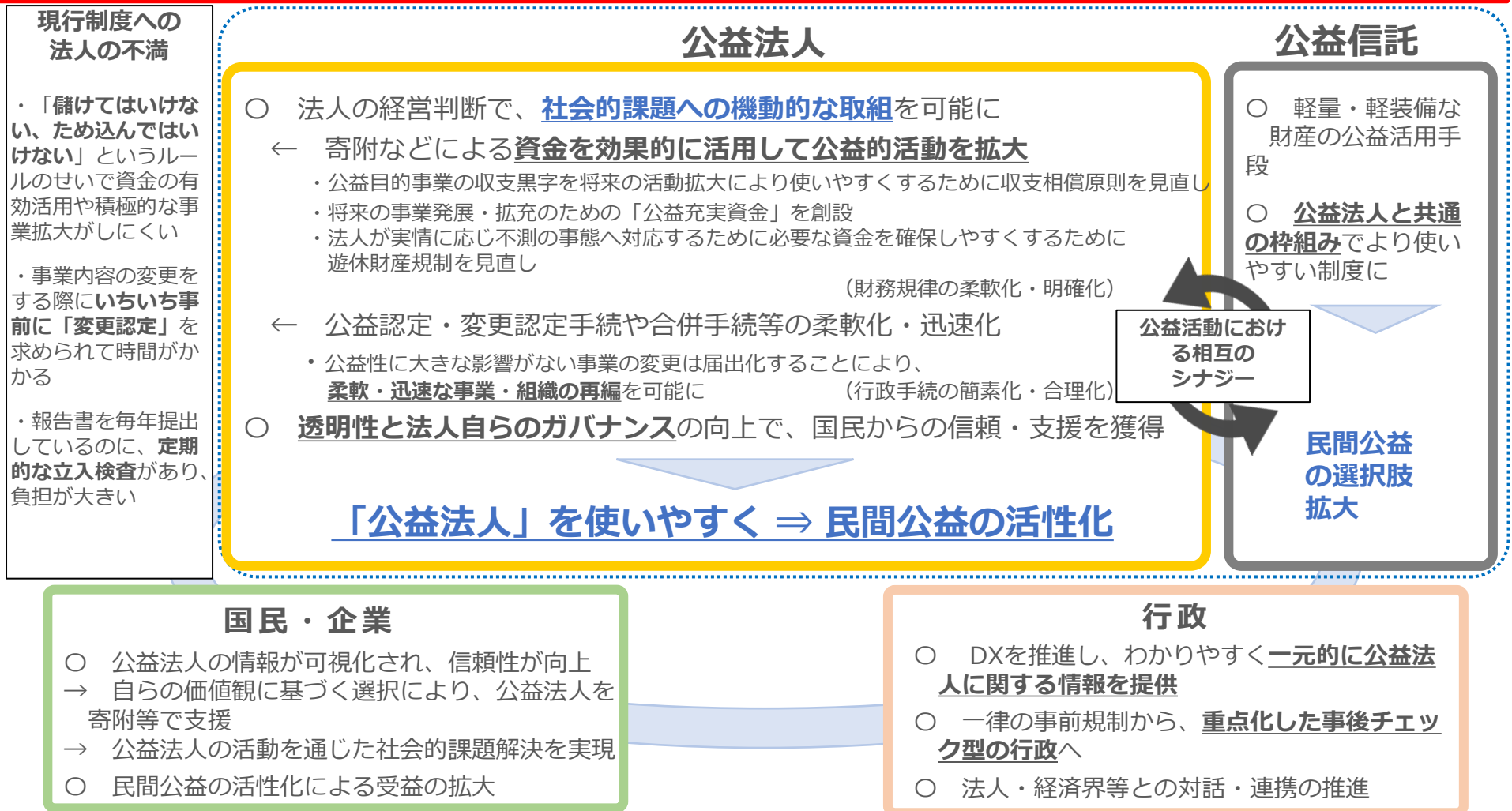
公益法人として認められるための基準を見直し
経営の自由度を高めつつ、**自律的なガバナンス**を充実

※合議制の機関による公益性の審査や行政庁による監督等基本的な仕組みは変わらず

2024年公益法人制度改革の趣旨・概要

改革の方向性を取りまとめた「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議 最終報告」(令和5年6月2日)では、改革の趣旨・概要を以下のとおり整理している。

- 公益法人が、多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟かつきめ細やかに対応し、新たな事業展開にチャレンジ。
- 公益法人は、法人数約9,700、職員数約29万人、公益目的事業費年間約6兆円、総資産約31兆円を有しており、その潜在力を最大限発揮して、新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献。



公益二制度改革のポイント

公益法人の皆様、公益法人にご関心の皆様へ



2025年4月から 「公益法人制度」が変わります

社会変化に柔軟・迅速に対応し、より効果的な公益活動を行っていただけるよう、**自律的な経営判断が尊重**されるとともに、**透明性が高く信頼性が高い**仕組みへと見直す取り組みです。

改正のポイント

☑ 財務規律の柔軟化・明確化（より自由な資金活用）

・収支相償原則・遊休財産規制が変わります

☑ 行政手続の簡素化・合理化（より柔軟な事業展開）

・収益事業等の変更は届出で可能になります

※ 公益目的事業の変更についても内閣府令等で手続簡素化予定

☑ 自律的ガバナンスの充実、透明性向上

・外部理事・監事の導入、
・3区分経理（公益目的事業、収益事業等、法人運営）を原則

※ 外部理事・監事...過去10年間当該法人の使用人等であった者以外の理事・監事
※ 新たな対応が必要な措置については経過措置を設けています

改正法を受けた、政令・府令が2024年10月に公布されました。今後、関係者の皆様のご意見を伺いつつ、ガイドライン、会計基準なども見直していきます。また、2026年4月(※)から「**公益信託制度**」が公益法人制度と一体のものになります。(※)現時点における予定

【公益法人制度に関する内閣府相談窓口】

電話番号：03-5403-9669
受付時間：平日10時～16時45分

改正の詳細や最新の検討状況は
こちらをご覧ください ⇒



公益活動にご関心の皆様へ



2026年4月(※)から 新しい「公益信託制度」が始まります

(※)現時点における予定

公益信託は、**契約・遺言**により委託者から受託者（担い手）に託された財産を用いて、受託者が「**委託者の想い**」に沿った公益活動を継続的に行う仕組みです。
今般、公益信託制度が抜本的に見直され、**民間の公益活動のより身近なツール**となりました。

「あなたの想い」が社会を変えます

☑ 担い手の範囲が拡大

信託会社に加え、公益法人・NPO法人等が社会的課題解決のノウハウを生かして公益信託の担い手になることができます。

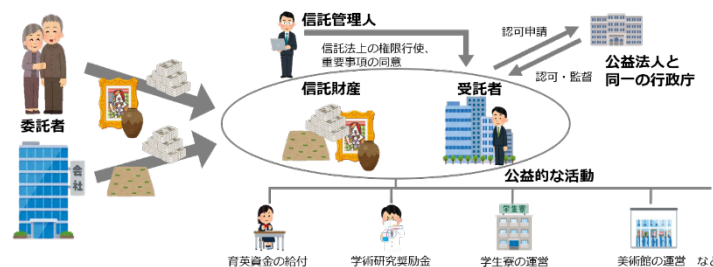
☑ 信託財産・信託事務の範囲が拡大

金銭に加え、不動産や美術品等を信託財産にして、助成以外の公益的な活動もできます。

☑ 透明性の高い認可・監督の仕組みへ

これまでバラバラであった公益信託の申請・相談窓口が一元化され、認可・監督の基準も統一的なものになります。

新公益信託制度のイメージ



※既存の公益信託の移行について経過措置を設けるとともに、今後、関係者の皆様のご意見を伺いつつ、政省令、ガイドライン、会計基準等を整備していきます。

改正の詳細や最新の検討状況はこちらをご覧ください ⇒



制度改革の全体像(主な改正事項)

	法律	政令・内閣府令	ガイドライン	会計基準	その他	
公益法人制度	財務規律の柔軟化・明確化	・ 中期的収支均衡 ・ 公益充実資金 ・ 使途不特定財産（公益目的事業継続予備財産）	・ 中期的収支均衡の期間（5年）、判定方法 ・ 公益充実資金の積立・管理 ・ 「予備財産」の要件 等	・ 法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・ 財務規律適合性に関する情報開示	
	行政手続の簡素化・合理化	・ 収益事業等の変更の届出化	・ 公益性の判断に大きな影響を与えない事項の届出化	・ 公益認定基準・申請書記載事項の明確化 ・ 変更認定事項と届出事項の判断基準の明確化 ・ 提出書類の簡素化・合理化	・ 財務諸表による情報開示を踏まえた別表の廃止・簡素化	・ 行政庁の判断ばらつきの防止（マニュアル整備、職員研修）
	法人運営の透明性向上	・ 法人の責務、国による支援 ・ 行政による財産目録等の公表	・ 開示情報の充実	・ 法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・ 財務諸表における情報開示の充実	・ 一元的な情報提供プラットフォームの整備
	わかりやすい財務情報の開示	・ 区分経理の原則義務付け	・ 区分経理の方法 ・ 公益目的取得財産残額の算定方法見直し（別表Hの廃止）等	・ 法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・ 「わかりやすい財務諸表」への見直し	・ 区分経理、新会計基準への法人対応支援
	法人の自律的なガバナンスの充実	・ 法人の責務、国による支援 ・ 外部理事・監事 ・ ガバナンス取組の事業報告記載	・ 外部理事（小規模法人特例の範囲） ・ 会計監査人の必置範囲拡大	・ 法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理		・ ガバナンス取組事例等の発信（インパクト測定・マネジメント含む）
	行政による適正な事後チェック			・ 監督の考え方の明確化 ・ 定期的・網羅的な立入検査の見直し		・ 立入検査の重点化
	民間公益活動活性化のための環境整備			・ 出資（公益目的事業として／資産運用として）の考え方を明確化		・ 公益法人DX ・ 広報・啓発・法人等との対話
（参考）公益信託制度	・ 主務官庁制の廃止 ・ 公益法人と共通の行政庁による一元的認可・監督制度 ・ 公益法人と整合的な認可基準の法定	・ 公益信託認可基準、財務規律等の細目	・ 公益法人と整合的な公益信託ガイドラインの策定 ・ モデル公益信託契約の策定（軽量・軽装備を生かす簡素な手続を検討）	・ 公益信託会計の在り方の整理	・ 信託業法との関係整理	

改正のポイント①

【財務規律の柔軟化・明確化】

	改正前
収支規律	収支相償。黒字は2年間で解消(過去の赤字と通算不可)。各公益目的事業単位でも判定
積立資金	特定費用準備資金と資産取得資金が存在。各目的ごとに資金を管理
財産保有制限	遊休財産規制。使途の定まっていない財産の保有は、当該事業年度の事業費が上限



改正後(詳細は(2)①参照)
中期的収支均衡。黒字は5年間で解消(過去の赤字と通算可)。公益目的事業全体で収支均衡判定
公益目的事業について、特定費用準備資金と資産取得資金を統合し公益充実資金に。複数目的のための一つの資金として管理
使途不特定財産規制。上限を過去5年間の事業費平均額に見直し。別枠で「予備財産」の保有が可能

【行政手続の簡素化・合理化】

	改正前
欠格事由	認定取消しを受けた場合、その法人は、5年間公益認定を受けることができない
事業変更	事業を変更する場合、申請書記載事項の変更を伴うものは変更認定申請が必要



改正後(詳細は(2)②参照)
自発的な申請による認定取消の場合を、公益認定を受けることができない場合から除外
収益事業等の変更を届出化、公益目的事業の変更のうち「軽微な変更」の範囲を拡大し、届出化

改正のポイント②

【自律的ガバナンスの充実、透明性の向上】

	改正前
各理事 ・各監事	特別利害関係(親族関係等)にある者が、 理事・監事それぞれで3分の1を超えないこと
理事-監事 関係	定めなし
会計監査人	負債が50億円以上 又は 収益・費用・損失が1,000億以上 の場合に設置



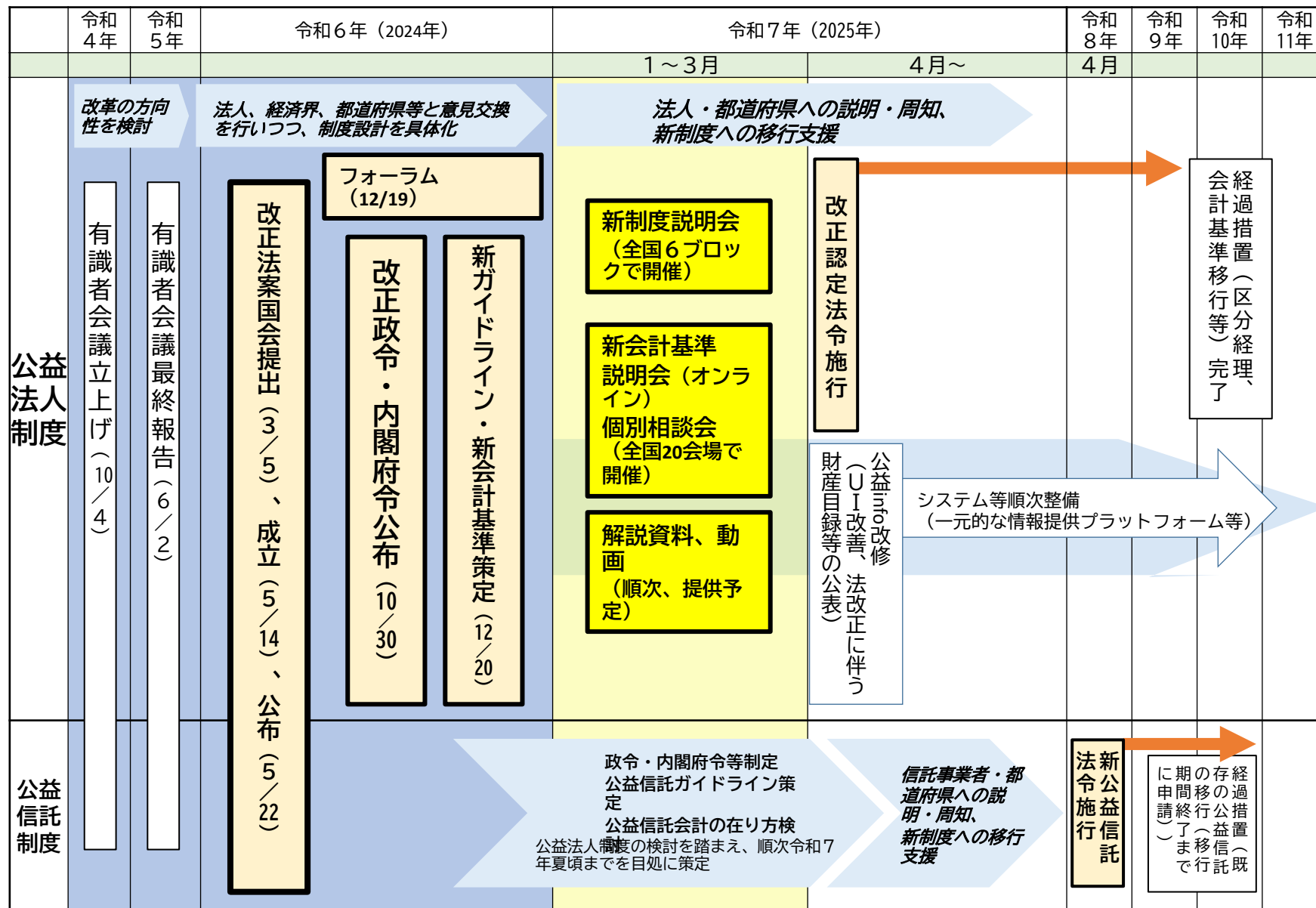
改正後(詳細は(2)③参照)
左記3分の1規制に加え、 外部理事・監事を最低1名設置
理事-監事間で特別利害関係がないこと
負債が50億円以上 又は 収益・費用・損失が100億円以上 の場合に設置

	改正前
提出書類の 開示	定期提出書類のうち、 財産目録等 については、 法人・行政庁で請求があれば 閲覧 に供する
区分経理	一部の法人のみ 区分経理 が必須
開示情報の 拡充	役員報酬の支給規程及び支給総額を開示



改正後(詳細は(2)③参照)
財産目録等(範囲を拡大) について、 行政庁で公表 (法人は引き続き請求があれば閲覧に供する)
原則 全ての法人で区分経理
2千万円を超える役員報酬 についてその額・理由、 海外送金・リスク軽減策の有無 を、開示情報に追加

制度改革の「これまで」と「これから」



公益認定等ガイドラインの抜本見直し(主なポイント)

現行ガイドラインの課題

◆（合議制機関による柔軟な判断を期待し）具体的な基準や考え方が示されていない。

- ⇒ ガイドラインに明示されない考慮要素（例：営利企業の事業と類似する事業には公益目的事業の「特徴」が必要）に基づき判断しており、予見可能性がないとの指摘
- ⇒ 個別判断の蓄積で定着した運用が明示されず、透明性に欠けるとの指摘
- ⇒ 「FAQ」や「記入の手引き」において実質的な法令解釈が打ち出されており、分かり辛いとの指摘
- ⇒ 行政庁や担当者により言うことが異なるとの指摘

◆公益目的事業について、制度上「申請書記載事項」の変更には変更認定申請が必要とされるが、申請書に何を記すか明示していない。

- ⇒ 行政庁の指導に従って申請書に細かく記載した法人は、細かい変更のたびに変更認定申請が必要との指摘
- ⇒ 公益性の判断が明らかに変わらないものは届出を可とする運用について、基準が曖昧との指摘。
- ⇒ 申請に当たり、追加的に多くの書類の提出が求められるとの指摘

以下の観点から抜本的な見直し

- ・ 予見可能性の向上
- ・ 行政の判断のブレやばらつきの抑制
- ・ 事前の一律チェックから事後の重点的なチェックへの転換

主なポイント

1. 制度運用の基本的考え方を明示【第1章】

- ◆ 法目的は「公益の増進及び活力ある社会の実現」であり、公益認定や監督は、そのための手段
- ◆ ガイドラインの利用者は、法人、行政庁及び国民
- ◆ 法に基づく審査・監督と法人への支援（行政指導）の峻別
- ◆ 毎年、判断の蓄積、関係者の意見等を踏まえた見直し。
- ◆ 各種判断について「事例集」を作成・公表

2. 公益目的事業該当性の判断の明確化【第2章】

- ◆ 「公益目的事業」と判断する考え方・基準を明確化（具体的考慮要素を示す類型に出資事業等を追加）
- ◆ 申請書記載事項（変更認定・変更届出の範囲）の明確化
- ◆ 認定審査時に必要な書類の明確化

3. 公益認定基準等の考え方を明確化【第3章～第5章】

- ◆ 法令の趣旨を明記
- ◆ 財務規律・ガバナンス・情報開示等に関して制度改正の趣旨等を明記
- ◆ 役員報酬に関する考え方を明確化

4. 監督・処分の考え方を明確化【第6章】

- ◆ 事後チェックの強化・重点化
- ◆ 外部からの情報提供（公益通報等）の活用
- ◆ 監督処分等の適用方針を明記

新制度の適用開始時期

令和7年4月1日から新制度が施行。法人において適用のための準備が必要となる規律については、経過措置を規定 → 事項ごとに適用開始時期が異なる（詳細は各規律の項目で説明）。

		施行(R7.4.1)  現行制度  新制度	
中期的収支均衡・ 使途不特定財産規制	施行日以後に開始する事業年度から適用		 事業年度開始
収益事業等の 内容変更届出化	施行日前に申請され、認定に至っていないものは、届出とみなす	申請 ●	 届出とみなす
区分経理等	施行日以後に開始する事業年度から適用。ただし、施行後3年間は特例的な方法も可能		 事業年度開始  (3年間の移行期間)
外部理事・監事導入	現任理事(監事)の任期満了まで猶予	不適合の場合	(猶予期間) 
事業報告時の書類	施行日以後に提出される事業報告等は、新制度が適用(公表対象) ※施行日までは現行制度が適用(閲覧対象) ※自律的ガバナンスに関する取組み等の記載は、施行日以後から適用		  事業年度開始  (現行制度が適応される財務規律に関する情報については現行様式)
事業計画時の書類	施行日以後に提出される事業計画等は、新制度が適用(公表対象) ※施行日までは現行制度が適用(閲覧対象)		  事業年度開始

(2)改正内容について

①財務規律の柔軟化・明確化

資金のより効果的な活用のための中期的収支均衡(収支相償原則の見直し)及び使途不特定財産規制(遊休財産規制の見直し)についての御説明

中期的収支均衡(収支相償原則の見直し)①

現行

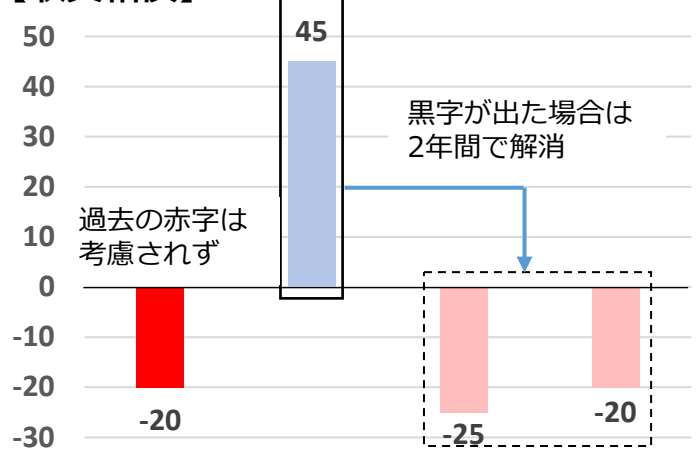
- ・公益目的事業に係る当該事業年度の収入と費用を比較し、費用を超える収入を得てはならない(収支相償)。
- ・各公益目的事業別(第一段階)、公益目的事業全体(第二段階)の二段階で収支相償を判定。
- ・黒字の場合、翌年度又は翌々年度に事業の拡大等により解消した場合、当該事業年度の収支相償は満たされたものとする。公益目的保有財産の取得等についても黒字の解消策として認められている。

改正概要

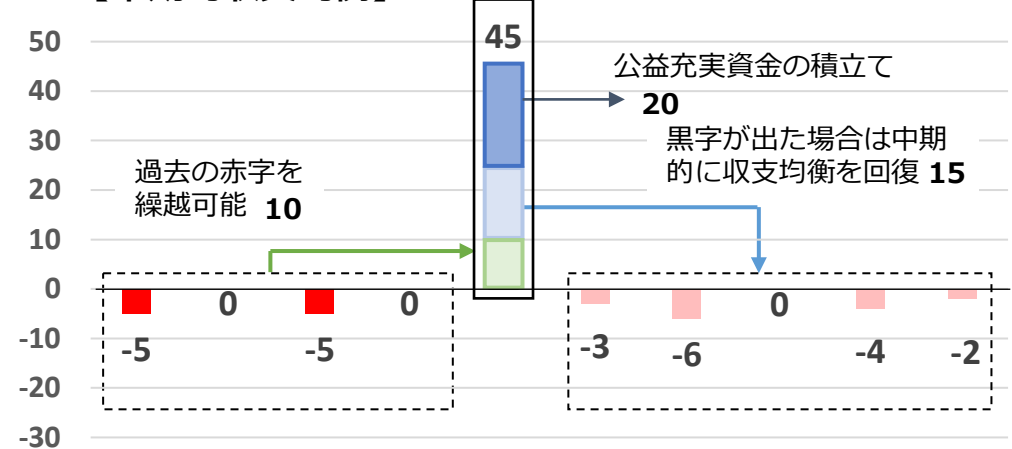
適用開始: 令和7年4月1日

- ・収支相償を中期的収支均衡に見直し。公益目的事業に係る当該事業年度の経常収支を基本とした収入と費用を比較し、黒字(剰余額)がある場合には、過去の赤字(欠損額)と通算。収支の比較は、公益目的事業全体で行う。
- ・過去の欠損額との通算を行ってなお剰余額が残る場合には、公益目的保有財産の取得等により解消するほか、翌事業年度以降に事業を拡大して解消。剰余額の発生から5年間を経過した剰余額が残っている場合、中期的収支均衡を欠くものと判定。

【収支相償】



【中期的収支均衡】



中期的収支均衡(収支相償原則の見直し)②

中期的収支均衡の判定フロー(通常)

(1) 当該事業年度の収入と費用を比較

- 収入** = 当該事業年度の公益目的事業に係る経常収益の額
 + 当該事業年度の公益充実資金の取崩額(取崩額のうち公益目的保有財産の取得又は改良に充てた額を除く)
 + 当該事業年度の収益事業等に係る収益額の50%
- 費用** = 当該事業年度の公益目的事業に係る経常費用の額(※)
 + 当該事業年度の公益充実資金の積立額
 (※) 費用を二重計上しないよう、公益充実資金の取崩しや剰余金の解消策として取得した公益目的保有財産に係る減価償却費の額を除く。

(2) - 1 収入 > 費用 の場合

⇒ 収入 - 費用 = **年度剰余額** が発生

(2) - 2 収入 < 費用 の場合

⇒ 費用 - 収入 = **年度欠損額** が発生

(3) - 1 過去4年間の残存欠損額がある場合

⇒ 古い事業年度の残存欠損額から年度剰余額と相殺
 → 年度剰余額 > 残存欠損額の場合 ⇒ (5) へ
 → 年度剰余額 ≤ 残存欠損額の場合 ⇒ (6) へ

(3) - 2 過去の残存剰余額がある場合

⇒ (5) へ

(4) - 1 過去4年間の残存欠損額がある場合

⇒ (6) へ

(4) - 2 過去の残存剰余額がある場合

⇒ 古い事業年度の残存剰余額から年度欠損額と相殺
 → 残存剰余額 ≤ 年度欠損額の場合 ⇒ (6) へ
 → 残存剰余額 > 年度欠損額の場合 ⇒ (5) へ

※ 過去に50%超繰り入れの方法で計算した欠損額は通算不可

(当該事業年度又は過去の剰余額がある場合)

(5) 剰余額の解消

以下の場合、それぞれの対応に充てた剰余額について解消されたものとする。

- (i) 公益目的保有財産を取得又は改良した場合
- (ii) コロナ禍で公益目的事業を実施するための資金に充てるための必要不可欠な借入れをし、その元本を返済した場合
- (iii) 行政庁が当該公益法人の行う公益目的事業の内容その他の事情を勘案し控除すべきものと認める場合

(6) 残存剰余額等の算定

当該事業年度から次事業年度に繰り越す剰余額・欠損額(残存剰余額・残存欠損額)を算定する。

(i) 残存剰余額

過去の各事業年度の残存剰余額 = 前事業年度からの繰越額 - ((4) - 2で相殺した額 + (5)で解消した額)
 当該事業年度の残存剰余額 = (3)で算定した額 - (5)で解消した額

(ii) 残存欠損額

過去の各事業年度の残存欠損額 = 前事業年度からの繰越額 - ((3) - 1で相殺した額)
 当該事業年度の残存欠損額 = (4)で算定した額

※ 特例算定残存欠損額(50%超繰り入れの方法で計算した欠損額)は前事業年度の繰越額がそのまま繰り越される

(7) 中期的収支均衡の判定

発生から5年間解消されずに残っている剰余額がある場合、中期的収支均衡が図られていないものとする

中期的収支均衡の判定フロー(特例算定)

(1) 当該事業年度の収入と費用を比較

- 収入** = 当該事業年度の公益目的事業に係る経常収益の額
 + 当該事業年度の公益充実資金の取崩額
 + 当該事業年度における公益目的保有財産の売却額
 + 当該事業年度の収益事業等に係る収益額の50%
- 費用** = 当該事業年度の公益目的事業に係る経常費用の額(※)
 + 当該事業年度の公益充実資金の積立額(過剰な積み立てにより欠損額が大きならないよう上限を設定)
 + 当該事業年度に取得した公益目的保有財産の取得価額
 + 過去4年間の特例算定残存欠損額(50%超繰り入れの方法で計算した欠損額。50%繰り入れの方法で計算した欠損額は通算不可)
 (※) 公益目的保有財産に係る減価償却費の額を除く。

⇒ **収入 < 費用** の場合に限り、収益事業等の利益額の50%を超えて繰入れ可能

剰余額は発生しない

利益額の50%を超えて繰入れを行う場合とは、公益目的事業のために法人において特に繰入れの必要があると決定された場合であり、公益目的事業に関するすべての資金の出入りを足し合わせて収支を比較し、不足分を繰入れるという枠組

(2) 暫定年度欠損額の算定

⇒ 費用 - 収入 - 収益事業等の利益額の繰入額(50%を超えた部分) = **暫定年度欠損額**

(3) - 1 暫定年度欠損額 ≥ 過去4年間の特例算定残存欠損額の合計額の場合

⇒ 当該事業年度の特例算定残存欠損額
 = 暫定年度欠損額 - 過去4年間特例算定残存欠損額

(3) - 2 暫定年度欠損額 < 過去4年間の特例算定残存欠損額の合計額の場合

⇒ 当該事業年度の特例算定残存欠損額 = 0

(4) 残存剰余額等の算定

当該事業年度から次事業年度に繰り越す剰余額・欠損額(残存剰余額・特例算定残存欠損額)を算定する。

(i) 残存剰余額

過去の各事業年度の残存剰余額 = 前事業年度からの繰越額

(ii) 特例算定残存欠損額

過去の各事業年度の特例算定残存欠損額

(3) - 1の場合 ⇒ 前事業年度からの繰越額をそのまま繰り越し

(3) - 2の場合 ⇒ 暫定年度欠損額の額になるまで、発生年度の新しい事業年度の特例算定残存欠損額から繰り越し(古い事業年度の特例算定残存欠損額から消滅)

※ 残存欠損額(50%繰り入れの方法で計算した欠損額)は前事業年度の繰越額がそのまま繰り越される

(5) 中期的収支均衡の判定

発生から5年間解消されずに残っている剰余額がある場合、中期的収支均衡が図られていないものとする

中期的収支均衡(収支相償原則の見直し)③

令和7年事業年度から適用。単年度収支を計算し、令和7年事業年度からの黒字・赤字を翌事業年度以降に繰り越しする。

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
単年度収支	-1,000,000	500,000	-500,000	-500,000	-500,000	4,500,000	-500,000	0	-100,000	-500,000	-500,000
↓各事業年度における 通算後の額(翌事業年度への繰り越し額)											
R7	-1,000,000										
R8	-500,000	0									
R9	-500,000	0	-500,000								
R10	-500,000	0	-500,000	-500,000							
R11		0	-500,000	-500,000	-500,000						
R12		0	0	0	0	2,000,000					
R13			0	0	0	1,500,000	0				
R14				0	0	1,500,000	0	0			
R15					0	1,400,000	0	0	0		
R16						900,000	0	0	0	0	
R17						400,000	0	0	0	0	0

過去の赤字と通算し黒字を解消

過去四年間の赤字を通算可能。
R12であればR8～11分まで通算可

100万円は公益目的保有財産
の取得で解消

発生から5年経過した黒字が存在。
中期的収支均衡が図られていないと判定

中期的収支均衡(収支相償原則の見直し)④

中期的収支均衡が図られているのかを確認するため、以下の計算を毎事業年度終了後に実施（財務諸表の注記等に記載することを想定）。当該事業年度＝R12年度（R12.4.1～R13.3.31）としてシミュレーション（通常の算定方法）。

STEP0. 当年度に繰り越された黒字・赤字の確認

発生事業年度	残存剰余額	残存欠損額
a R7	0 円	
b R8	0 円	0 円
c R9	0 円	-500,000 円
d R10	0 円	-500,000 円
e R11	0 円	-500,000 円

過去から繰り越した、解消すべき黒字（残存剰余額）、通算可能な赤字を発生年度別に確認

STEP1. 当年度の収支（黒字／赤字）の算定

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

		収入	費用
公益目的事業会計の損益計算書（一般純資産に係るものに限る）の経常収益、経常費用		10,000,000 円	5,500,000 円
減価償却費に係る調整（経常費用の控除対象）		円	△ 500,000 円
公益充実資金に関する収支（当期の取崩額（公益目的事業財産の取得等に係る部分を除く）を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載）		2,000,000 円	3,500,000 円
収益事業等から生じた利益の繰入額	収益事業から生じた利益の繰入額	500,000 円	
	その他の事業（相互扶助等事業）から生じた利益の繰入額	500,000 円	
合計		13,000,000 円	8,500,000 円

損益計算書の一般純資産（一般正味財産）区分における経常収益・経常費用を記載

中期的収支均衡の計算上、過去、取得等の際に既に費用計上している資産についての減価償却費は、2重に費用計上しないよう、その分の減価償却費を費用額から控除

公益充実資金の取崩は収入に、積立は費用に

収入 ≥ 費用

年度剰余額
（収入－費用）

収入 < 費用

年度欠損額
（費用－収入）



STEP2. で過去の赤字と通算

中期的収支均衡(収支相償原則の見直し)⑤

STEP2. 過去の黒字・赤字との通算

2. 年度剰余額／年度欠損額と残存剰余額／残存欠損額との通算

年度剰余額がある場合は、残存欠損額と通算し、年度欠損額がある場合は、残存剰余額と通算します。

年度剰余額がある場合	年度剰余額	通算額 (残存欠損額)	暫定残存剰余額 (A-C)	通算した残存欠損額 の発生事業年度	b	c	d	e	
☒	A 4,500,000 円	C 1,500,000 円	D 3,000,000 円	通算額		500,000	500,000	500,000	円
				通算額に 残る額	E	0	0	0	円
年度欠損額がある場合	年度欠損額	通算額 (残存剰余額)	残存欠損額 (B-F)	通算した残存剰余額 の発生事業年度	a			e	
☐	B 0 円	F 0 円	G 0 円	残存剰余額	0	0	0	0	円
				通算額	0	0	0	0	円
				通算額に 残る額	H	0	0	0	円

過去の赤字で黒字の一部を解消

STEP3. 残る黒字の解消措置

2. の通算後に暫定残存剰余額又は残存剰余額が残る場合、その額を公益目的保有財産の取得に充てること等(※)で解消することができる。【⇒解消策の内容は別様式に記載】(※)その他、コロナ禍における運転資金不足による借入金の元本返済等に充てた場合等

	R7.4.1～ R8.3.31	R8.4.1～ R9.3.31	R9.4.1～ R10.3.31	R10.4.1～ R11.3.31	R11.4.1～ R12.3.31	暫定残存剰余 額(D)	
解消対象となる 剰余額	0	0	0	0	0	3,000,000	円
I 解消額	0	0	0	0	0	1,000,000	円
J 翌事業年度に繰り 越す残存剰余額	0	0	0	0	0	2,000,000	円

3(別紙). 解消策の内容

解消策(剰余額の使途)及びそれにいくら充てたのか(解消額)を記載してください

	解消内容	解消対象の剰余額					暫定残存剰余 額(D)	
		R7.4.1～ R8.3.31	R8.4.1～ R9.3.31	R9.4.1～ R10.3.31	R10.4.1～ R11.3.31	R11.4.1～ R12.3.31		
1	公益目的保有財産として××を100万円 で取得						1,000,000	円
2								円
3								円
I	解消額合計						1,000,000	円

中期的収支均衡(収支相償原則の見直し)⑥

STEP4. 翌年度に繰り越す黒字・赤字の算定

STEP5. 中期均衡の判定（5年経過しても解消していない黒字がないか）

翌事業年度に繰り越される黒字・赤字を基に、中期的収支均衡が図られているかを確認します。

発生事業年度		残存剰余額		残存欠損額	
a	R7	0	円		
b	R8	0	円	0	円
c	R9	0	円	0	円
d	R10	0	円	0	円
e	R11	0	円	0	円
f	R12	2,000,000	円	0	円

黒字発生から5年間経過する前に解消、中期均衡クリア。

中期的な期間（5年間）における収支状況は基本的に法人の経営判断。

均衡を欠く場合には、その時点で事業構造の見直し等を求める監督措置

※ 収益事業等の収益の50%超を公益目的事業に繰り入れる場合は、別途の方法で算定（まず、事業費以外の公益目的事業のための資金需要・資金供給として、公益目的保有財産の取得・売却等を加味し、キャッシュベースで資金等が不足するかを確認。不足がある場合、その不足分を限度として50%超の繰入を行う。）。

Q1 いつから赤字の通算が可能ですか。

A 新制度施行(令和7年4月1日)以降に開始する事業年度の赤字から通算可能です。4月1日～3月31日までが事業年度の法人の場合、令和8年3月31日時点の決算で赤字があった場合に、その赤字を翌事業年度以降の黒字と通算することが可能です。

Q2 現行制度(収支相償)における黒字はどうなりますか。

A 現行制度下での黒字については現行制度のルールで解消する(発生から2年で解消する)必要があります。そのため、新制度において事業拡大や公益目的保有財産の取得等に充てるなどして解消する必要があります。

Q3 収支相償を満たしているのですが、中期均衡を満たさないことはありますか。

A ありません。先に御説明のとおり、判定の単位・期間ともに緩和しているため、収支相償を満たす法人の場合、中期的収支均衡も満たすことになります。また、毎年度、収支が均衡しており、赤字の繰越が不要な場合、赤字は繰り越さないこともできます。

公益充実資金の創設①

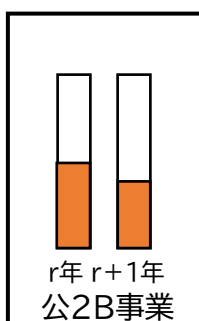
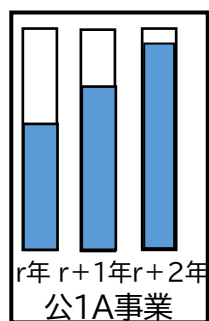
現行

- ・財務規律に係る積立資金として、特定の事業実施のための「特定費用準備資金」と特定の資産取得のための「資産取得資金」が存在。
- ・各目的ごと(事業ごと、資産ごと)に資金は管理され、各事業(公1・公2)を跨いだ資金流用はできない。
- ・収支相償の判定において、特定費用準備資金の積み立ては費用と見なされる。

改正概要

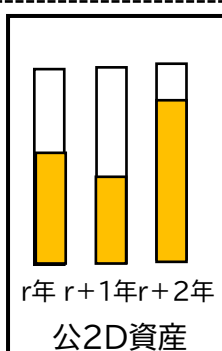
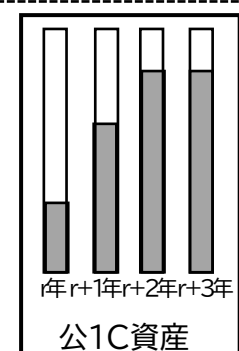
適用開始: 令和7年4月1日

- ・公益目的事業について、特定費用準備資金と資産取得資金を統合し公益充実資金を創設。
- ・複数目的のための一つの資金として管理。公1から公2への目的変更、事業の実施から資産取得への変更を行うことができる。
- ・中期的収支均衡の判定において、公益充実資金の積み立ては費用と見なされる。



【特定費用準備資金】

- ・各事業別に資金を積立て・管理
- ・期間は原則10年間を限度
- ・積立てを収支相償上の費用とみなす
- ・他の目的に使う場合、取り崩しが必要

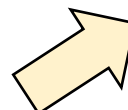


【資産取得資金】

- ・各資産別に資金を積立て・管理
- ・積立ては原則収支相償上の費用とはみなさない
- ・他の目的に使う場合、取り崩しが必要



(統合)



【公益充実資金】

限度額

- A事業…所要額・予定時期
- B事業…所要額・予定時期
- C資産…所要額・予定時期
- D資産…所要額・予定時期

- 積立額を収支均衡の判定上費用とみなす
- 複数目的のための一つの資金として管理
(限度額の範囲内で目的変更可能)
- 透明性の向上 (資金の明細を公表)

公益充実資金の創設②

中期的収支均衡だけでなく、公益目的事業比率及び使途不特定財産規制においても費用の算定上加味され、また、公益充実資金は、使途不特定財産規制における控除対象財産となる効果がある。各規律の趣旨に鑑み、収入額(費用額の控除)・費用額の算定における調整は異なる。

	中期的収支均衡 (通常)	中期的収支均衡 (50%超繰入)	公益目的事業比率・ 使途不特定財産保有上限
収入額 (費用 額の控 除)	取崩額(資産取得等に 充てた額(実額)を除く) ※1	取崩額(実額)※1	取崩額(資産取得等に 充てた額(実額)を除く) ※1
費用額	積立額(実額)	積立額(上限あり(計画的に積 み立てた場合の算定値) ※2	積立額(事業実施のために積 み立てられた算定値) ※3
公益充 実資金 の額	—	—	事業年度末における保有額が 使途不特定財産規制における 控除対象財産額となる

※1 取崩額のうち、費用計上されない資産の取得等に充てた額は控除するもの。ただし、キャッシュベースで算定を行う特例算定においては、取崩額全てを収入額とするもの。

※2 恣意的な積み立てによって、費用額を拡大することを防ぐため、費用額に算入できる上限を計画的に資金を積み立てる場合の1年間の積立額として、具体的には今後積み立てなければならない見込み金額の積み立てを行う計画期間で除した額を費用算入できる上限額とする。

※3 一般に、資産取得等がそれをもって直ちに事業活動の規模を表すものとは言い難いことから、公益目的事業比率の算定には含めないこととするものである(減価償却資産については、「減価償却費」が事業費に計上される)。

公益充実資金の創設に関するFAQ①

Q1 現在設定している、公益目的事業についての特定費用準備資金等はどうなりますか。

A 公益目的事業に係る特定費用準備資金及び資産取得資金(両資金)は廃止となり、それらは公益充実資金に移行します。そのため、新制度施行後に開始する最初の事業年度終了後の事業報告時の書類において、従前の定期提出書類に記載していた情報から必要な情報を公益充実資金の明細に記載し、提出してください。また、当該情報を法人自らでも公表する必要があります。

【現行様式】

事業番号	公	1	特定費用準備資金の名称 (貸借対照表科目名)	30周年記念大会準備資金
将来の特定の活動の名称			30周年記念大会	
当該活動の内容			当法人は、令和12年にX周年を迎えることから、××の普及啓発を図るため、毎年実施している大会よりも大規模(3倍程度の規模)の記念大会を実施する予定。大会の会場費、宣伝広告費等を準備する。	
計画期間(事業年度)			令和 5 年度 ~ 令和 12 年度 (8 年間)	
当該活動の実施予定時期			令和12年10月	
積立限度額の算定方法			同規模の20周年記念大会時の実績を基に、近年の毎年の大会の費用傾向を踏まえ、会場費●円、宣伝広告費●円、旅費交通費●円の合計額80,000円を積立限度額とする。	
当該事業年度の目的外取崩し (当該事業年度に取崩しを行った場合のみ)			なし	

1. 控除対象財産における特定費用準備資金並びに公益目的事業比率における当期積立額及び取崩額の計
【計画全体】(経過年度は実測値を記載)

年度	利益の 繰入割合	積立額	取崩額	特定費用準備資金の額 (累計)	年度末の積立限度額
5		10,000 円	0 円	10,000 円	80,000 円
6		10,000 円	0 円	20,000 円	80,000 円
7		10,000 円	0 円	30,000 円	80,000 円
8		10,000 円	0 円	40,000 円	80,000 円
9		10,000 円	0 円	50,000 円	80,000 円
10		15,000 円	0 円	65,000 円	80,000 円
11		15,000 円	0 円	80,000 円	80,000 円
12		円	80,000 円	0 円	0 円

【新様式】

【新別表A(5)-1(公益充実資金の明細)】

下表の水色欄(■)を記載ください。黄色欄(■)は自動計算されます。

1. 公益充実資金の前年度末明細

公益充実資金の前年度末残高を確認します。

前年度末					
各資金の名称	実施時期(年度)	所定額	積立	取崩	備考
30周年記念大会	費用	2030	80,000 円	円	円
			円	円	円

2. 公益充実資金の本年度末明細

公益充実資金の本年度末残高を確認します。

当該事業年度開始日(西暦) 2023/4/1

本年度末					
前期末残高	取崩額(合計額)	取崩額のうち資産取得等分	積立額	当期末残高	積立限度額
円	円	円	円	円	円
各資金の名称	実施時期(年度)	所定額	取崩額(個別)	備考	
30周年記念大会	費用	2030	80,000 円	円	円
			円	円	円

【新別表A(5)-2(公益充実資金の明細)】

A 費用	特定事業又は資産取得等の名称	30周年記念大会
当該活動の内容		当法人は、令和12年にX周年を迎えることから、××の普及啓発を図るため、毎年実施している大会よりも大規模(3倍程度の規模)の記念大会を実施する予定。大会の会場費、宣伝広告費等を準備する。
計画期間(目的設定~実施)		西暦 2023 年 4 月 ~ 2030 年 10 月 月数(90 月)
所要額の算定方法		同規模の20周年記念大会時の実績を基に、近年の毎年の大会の費用傾向を踏まえ、会場費●円、宣伝広告費●円、旅費交通費●円の合計額80,000円を積立限度額とする。

Q2 公益目的事業以外の特定費用準備資金等はどうなりますか。

A 今回新設する公益充実資金は、公益目的事業に係る特定費用準備資金と資産取得資金が統合されるものであり、収益事業等又は法人運営に係る特定費用準備資金と資産取得資金はこれまでどおり残ることになります。

Q3 まだ認定されていない実施予定の事業を公益充実資金の目的とすることはできますか。

A その時点で行政庁による変更認定を受けていない新規の事業であっても、申請を行政庁に出している等その活動の実施が見込まれる場合には、公益充実資金の目的として、まだ認定されていない事業に係る活動を設定することも可能です。

Q4 公益充実資金を公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩す場合、「特別の手続」が定められている必要がありますが、「特別の手続」とは具体的には何でしょうか。

A 「特別の手続」とは、例えば「公益充実資金の管理は、別途理事会で定める手続による」と定款で定め、目的外の取崩しをする際は理事会で決議する、ということが考えられます。

使途不特定財産規制(遊休財産規制の見直し)①

現行

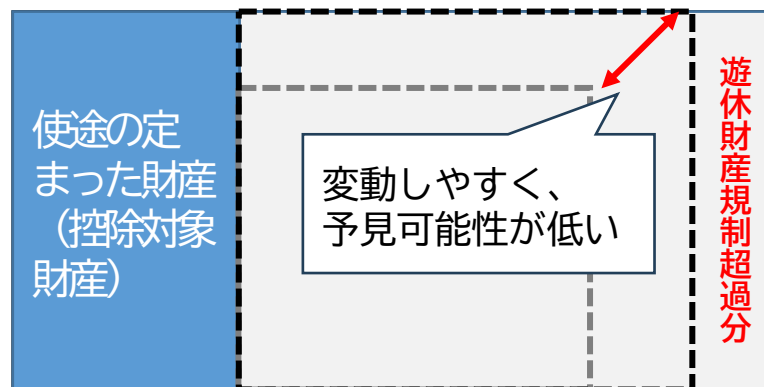
- ・公益法人は、毎事業年度の末日時点で、現に使用されておらず、かつ引き続き使用されることが見込まれない財産(遊休財産)を、「1年分の公益目的事業費相当額」を超えて保有してはならない。
- ・「1年分の公益目的事業費相当額」は、各事業年度の公益目的事業費を基に算定され、毎事業年度の末日まで遊休財産の保有上限額が定まらない。

改正概要

適用開始: 令和7年4月1日

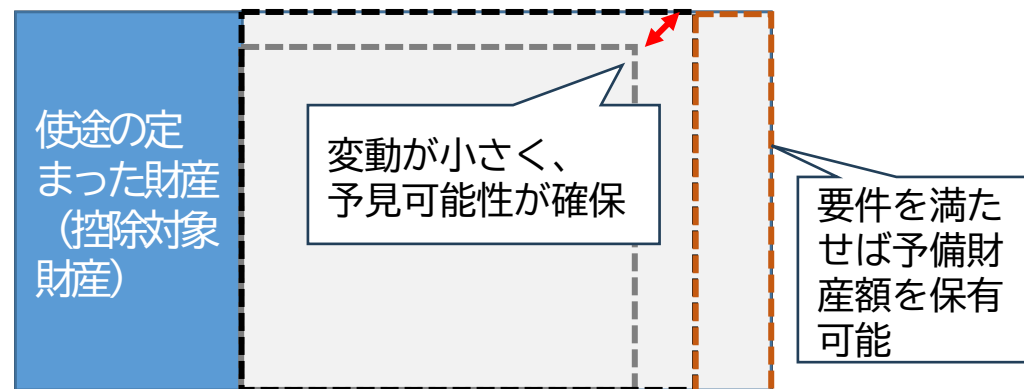
- ・保有制限の対象となる、財産の名称を「遊休財産」からよりその性質を端的に表す「使途不特定財産」に変更。
- ・保有の上限額となる「1年分の公益目的事業費相当額」は、過去5年間の公益目的事業費を基に算定することを原則とする(法人の事業が年々拡大している場合など、当該事業年度又は前事業年度の数値を基礎とした方が法人の活動規模を測る数値として適切な場合には、これらを基礎に算定することも可能)。
- ・また、保有制限の対象となる使途が特定されていない財産のうち、災害等の予見し難い事由に対応し、公益目的事業を継続するために必要となる公益目的事業財産(公益目的事業継続予備財産)を、保有制限の対象から除外。

遊休財産規制



[Dashed Box] = 1年分の公益目的事業費相当額

使途不特定財産規制



[Dashed Box] = 1年分の公益目的事業費相当額

(参考)控除対象財産

各事業年度の使途不特定財産の額は、法人が保有する全ての財産の額から、負債(基金を含む。)の額、使途が特定されている財産の額(控除対象財産の額(対応負債の額を除く))、公益目的事業継続予備財産の額を控除した額で算定される。

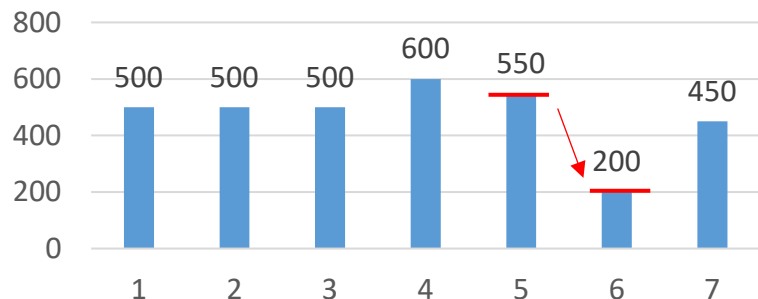
以下の①～⑥が控除対象財産であり、他の財産と区分されている必要がある。令和6年度会計基準では「貸借対照表の注記(3)使途拘束資産(控除対象財産)の内訳と増減額及び残高」に、同会計基準に移行するまでの間は定期提出書類別表C(2)「財産の使用状況」に情報を記載する。

①公益目的保有財産【公】	②法人活動保有財産【収・法】	③公益充実資金【公】	④資産取得資金【収・法】	⑤特定費用準備資金【収・法】	⑥指定寄附資金【公・収・法】
継続して公益目的事業の用に供する公益目的事業財産。 複数年度にわたって保有し続けることが想定されおり、固定資産が基本的に想定される。 不可欠特定財産、定款に定めた基本財産のうち、公益目的事業財産に該当するもの、寄附等によって受け入れた財産で、交付者の定めた使途に従って公益目的事業に継続的に使用されている公益目的事業財産は該当する。	特定の使途に継続的に使用されている公益目的事業財産以外の財産。 複数年度にわたって保有し続けることが想定されおり、固定資産が基本的に想定される。 定款に定めた基本財産(公益目的事業財産を除く)、寄附等によって受け入れた財産で、交付者の定めた使途に従って特定の業務又は活動に継続的に使用されている財産(公益目的事業財産を除く)は該当する。	公益目的事業を充実させるため将来において必要となる資金。 事業単位を横断するような大括りの使途設定ができるほか、公1・公2を跨ぐ資源分配も行うことができる。 資金の目的を定め、資金の使途等についての書類を作成し行政庁に提出する必要がある(公表)。	特定の法人活動保有財産の取得又は改良に充てるため、積み立てる資金。 特定費用準備資金と同様の要件(対象や時期が具体的である等)を充たす必要がある。	公益目的事業以外の将来の特定の活動の実施のために、法人の任意で積み立てる資金。 目的とする事業や時期が具体的である等の必要がある。	寄附その他これに類する行為によって受け入れ、財産を交付した者の定めた使途に充てるため保有している資金。 指定寄附資金が控除対象財産として位置づけられるには、相当の期間内に当該資金が費消される見込みがあることが求められ、長期に渡り使用されていない場合説明を求められることがあり得る。

使途不特定財産規制(遊休財産規制の見直し)②

現行

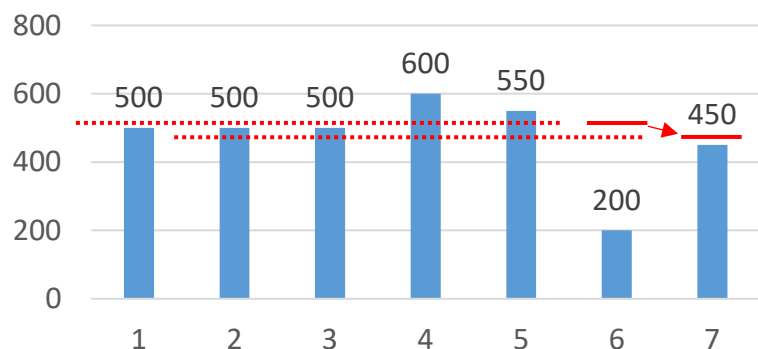
- 各事業年度の末日に保有できる遊休財産額の上限は、当該事業年度の公益目的事業費相当額



- ・令和6年度であれば200が上限額。事業年度が終了するまで上限額が確定せず予見可能性が低い。
- ・また、突発的な理由により例年並みの事業を実施できなかった場合、上限額が大きく変動してしまう。

改正概要

- 各事業年度の末日に保有できる使途不特定財産額の上限は、過去5年間の公益目的事業費相当額の平均額を原則とし、当該事業年度又は前事業年度の公益目的事業費相当額とすることもできる



- ・令和7年度であれば令和2～6年度平均値である470が上限額。過去の数値から決定するため、事業年度開始時点で上限額が確定。令和6年度に新しい算定方法を当てはめた場合、上限額は530。
- ※ 新制度施行前であっても公益法人としての活動実績があれば、その数値を基に上限額を算定。
- ・公益目的事業が急速に拡大しているような場合、過去の数値を基に上限を算定すれば、法人の現在の事業規模に応じた財産を確保できない事態も生じ得る。そのため、このような場合は、当該事業年度又は前事業年度の公益目的事業費相当額を上限とすることもできる。
- ※ この場合、事業報告時の書類で事情(事業拡大等)を明記する必要がある。

公益目的事業継続予備財産の保有について

- 自ら説明責任を果たすことで、法人の実情に応じた必要な財産を確保できるように
- 他方、過大な財産が蓄積され、公益のために活用されない事態を避ける必要
- 予備財産額の妥当性（予見し難い事由において公益目的事業を継続するために必要な資金額）が重要

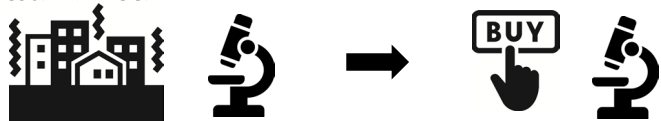
(予備財産の要件)

- ①資金保有の必要性（i 法人の事業内容、ii 資産・収支の状況、iii 想定する公益目的事業の継続が困難となる事態、iv 平時の取組の状況 などの事情を踏まえ）
- ②必要額の算定（v）
- ③予備財産額が必要額を超えないこと

(法人による公表)

- ①～③の内容を毎事業年度の経過後三ヶ月以内に、法人自ら公表
（③については、使途不特定財産額の算定の中で表示）

<予備財産活用のイメージ> ※ i ～ v は、上記予備財産の要件中の項目にそれぞれ対応



i ii 高額な機器で研究を行う法人が iii 地震による機器の破損に備える

→ iv 予め緊急時においても研究機器の調達を行える調達先を確保
（例えば、首都直下地震を想定している場合は、首都圏外の調達先を探す）しておき、v 再調達価格分を限度額として算定し予備財産を保有していたため、迅速に機器を再調達し研究事業を即座に再開



i 演奏会を行う法人が iii 感染症のまん延による演奏会の開催中止及び
ii 中止期間の固定費の支払いに備える

→ iv 予め演奏会事業停止時の縮小体制計画を作成し、当該体制の下で、v 一定期間最低限の事業活動を維持するための固定費分を算定し予備財産を保有していたため、法人としての存続を維持しながら、自粛要請解除後、演奏会事業を即座に再開

Q1 使途不特定財産額の上限について、旧制度下での公益法人としての実績が3年分(令和4～6年度分)しかないような場合は、どのように考えるのでしょうか。

A 過去5年分の実績がない場合は、例えば3年分の実績があればその分について上限算定の基礎とします。

(例)令和8年度の上限額は、令和4～6年度に算定した事業費相当額(旧制度) + 令和7年度に算定した事業費相当額(新制度) の平均額

Q2 公益目的事業継続予備財産について、保有の必要性等を説明・公表する必要がありますが、その説明はどこまで具体的なものが求められるのでしょうか。

A ガイドラインで、「公益法人の事業内容」「資産及び収支の状況」等の内容・要素を説明事項として掲げていますが、これら全ての事項について説明してある必要はなく、予備財産を保有する必要性が合理的に説明できれば問題ありません。

Q3 公益目的事業継続予備財産として、特定の財産を指定し、財産目録等で表示する必要がありますか。

A 公益目的事業継続予備財産は、その額を使途不特定財産額の算定において考慮するものであり、財産「額」の概念であることから、特定の財産を指定することはありません。

Q4 控除対象財産から生じる果実はどうなりますか。

A 現在の各号財産から生じる果実については、それぞれ新しい各号財産の要件には該当しないことになり、控除対象財産とする場合は公益充実資金としての積立て等の処理が必要です。

Q5 控除対象財産についても、区分経理の影響はありますか。

A 制度改正により公益法人は原則区分経理を行うことが求められるようになるため、今後控除対象財産についても、会計別に帰属を明らかにする必要があります。

(2)改正内容について

②行政手続の簡素化・合理化

社会変化に応じて、柔軟・迅速な事業展開ができるようにするための欠格事由の見直し及び変更手続きの見直しについての御説明

欠格事由の見直し

現行

- ・公益認定の基準(法第5条)を充たしている法人であっても、欠格事由(法第6条第1号～第6号)のいずれかに該当する法人の場合は、公益認定を受けることができない。
- ・法人の認定取消し時に、認定取消し日から1年以内に業務を行っていた理事で、その日から5年を経過しない理事が居る法人、又は認定を取り消されてから5年を経過しない法人は、公益認定を受けられない。

改正概要

適用開始:令和7年4月1日

- ・公益法人と一般法人との間で転換を容易にする、法人における理事等の流動性を確保するという観点から、公益法人が自らの申請して認定取消しを受けた場合については、欠格事由の対象から除外。
 - ・具体的には、法第29条第1項第4号の「公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき」に関して、
 - 自ら取消しの申請をした法人の認定取消し時に、認定取消し時から1年以内に当該法人の業務を行っていた理事が、その日から5年を経過しない間に、当該法人或いは別の法人の理事である場合
 - 自ら取消しの申請をした法人で、認定を取り消されてから5年を経過しない法人。
- 上記2つの場合の法人については、法第6条の欠格事由には該当しない。

行政手続の簡素化・合理化①(変更手続の見直し①)

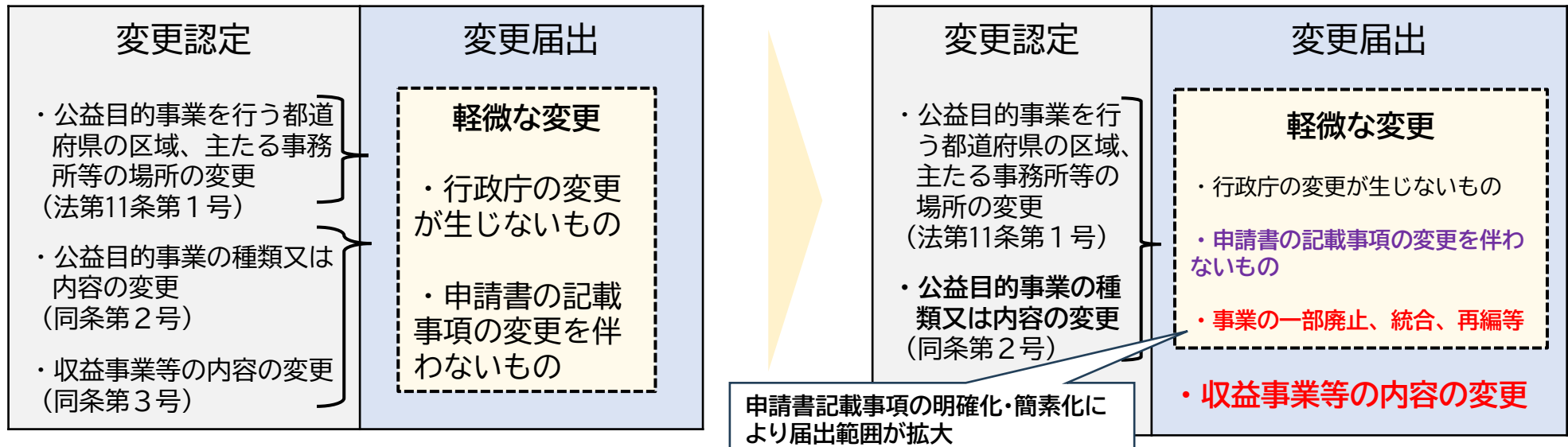
現行

- ・公益法人は、行政庁から認定を受けた事業(公益目的事業及び収益事業等)を変更する場合、行政庁に変更認定申請を行い認定を受ける必要がある。
- ・ただし、一部の軽微な変更、行政庁から認定を受けている申請書(事業内容等を記載)の記載事項の変更を伴わないものについては、行政庁への届出で変更することができる。

改正概要

適用開始: 令和7年4月1日

- ・公益法人が自らの判断で柔軟・迅速な事業展開をできるよう、**届出で事業変更可能な範囲を拡大**。具体的には、収益事業等の変更を届出化、また、公益目的事業の変更のうち「軽微な変更」の範囲を拡大。
- ・また、**申請書に記載すべき事項を明確化**(現在の多くの公益法人の実態に比べ簡素化)することで、認定を受けた公益目的事業の内容が変わらない範囲において、届出でより柔軟・迅速な事業展開が可能に。
- ・なお、制度改正によって、認定申請事項から届出事項に切り替わるもので、新制度施行前に行政庁にされている申請に係るものについては、**新制度施行後当該変更が確認された時点で届出がされたものとみなす**。



変更届出対象事項

公益目的事業関係の変更(赤枠が新設)

公益目的事業の一部の廃止

公益目的事業の統合、再編、承継その他の変更であって、当該変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかであるものとして、内閣総理大臣が定めるもの(以下 i ~ v)

- i 各公益目的事業の申請書記載事項等に変更なく、**事業の単位**(公1、公2、細分化された公1-1、公2-3など)の統合・分割・再編などを行う場合
- ii 公益法人である**吸収合併存続法人**が、吸収合併消滅法人からその公益目的事業を申請書記載事項等に変更なく引き継ぐ場合(吸収合併存続法人の定款目的の範囲内であることは必要。)
- iii 公益法人が他の公益法人の**公益目的事業の譲渡**を受け、その公益目的事業を申請書記載事項等に変更なく引き継ぐ場合(譲渡を受ける公益法人の定款目的の範囲内であることは必要。)
- iv **自然災害その他の緊急事態**にあつて、当該法人の人材又は保有財産を活用して迅速に対応することが求められる場合において、短期間、対価収入(その実施に要した費用を超えないことが明らかな対価収入を除く。)を得ることなく事業を行う場合
- v 事業区分ごとの事業の特性、内容等に照らして当該変更後の事業が引き続き公益目的事業に該当することが明らかである場合

その時点で認定を受けている申請書の記載事項の変更を伴わない事業変更

(例)

- ・公1、公2…と公益目的事業が複数ある場合に公〇を削除
- ・1つの公益目的事業が細分化されている場合、その一部(公1-1等)を削除

特定の地域で公益目的事業を実施することとしている法人が、当該地域以外の地域で事業を行う場合も含む。

(例)固有名詞の字句や名称の修正等、形式変更であることが明らかな場合は手続不要

変更届出対象事項

収益事業等の内容の変更(赤枠)

収益事業等(収益事業又はその他事業)の内容の変更

その他(以下はこれまでも変更届出対象事項であったもの)

名称又は代表者の氏名の変更

行政庁が内閣総理大臣である公益法人の公益目的事業を行う都道府県の区域の変更(定款に定めるものに限る。)又は事務所の所在場所の変更(従たる事務所の新設又は廃止を含む。)であって、当該変更後の公益目的事業を行う区域又は事務所の所在場所が二以上の都道府県の区域内であるもの ※行政庁の変更を伴う場合は変更認定事項

行政庁が都道府県知事である公益法人の事務所の所在場所の変更(従たる事務所の新設又は廃止を含む。)であって、当該変更前及び変更後の事務所の所在場所が同一の都道府県の区域内であるもの ※行政庁の変更を伴う場合は変更認定事項

定款の変更(名称、事業内容の変更等に伴い提出された場合を除く。)

理事(代表者を除く。)、監事及び評議員又は会計監査人の氏名若しくは名称

理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準

公益目的事業又は収益事業等を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等

新設・変更・廃止いずれも届出対象

※制度改正後の変更認定対象事項

公益目的事業の実施区域又は事務所の所在場所の変更であって、行政庁の変更を伴うもの

公益目的事業の種類又は内容の変更であって、変更届出対象に該当しないもの

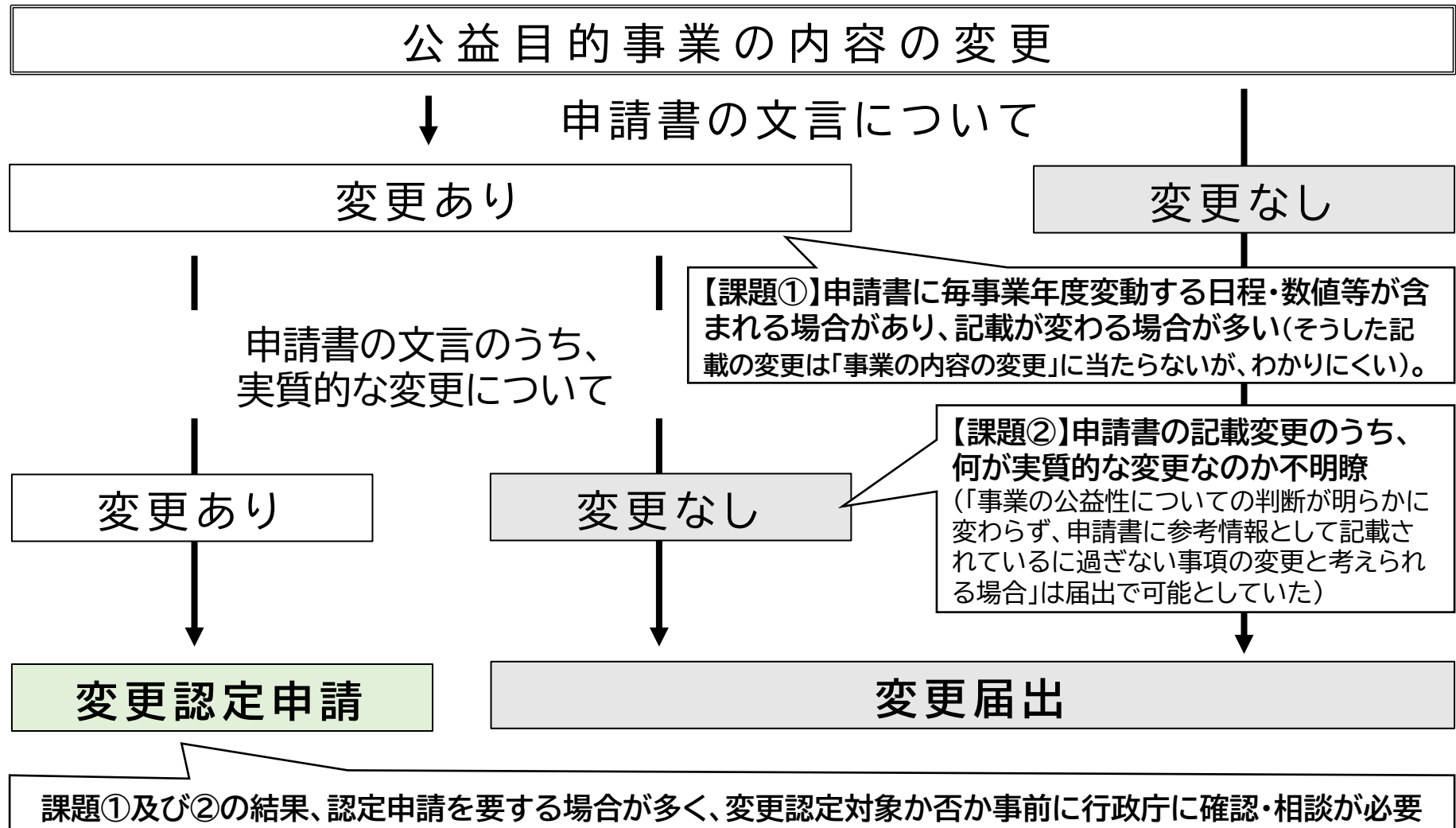
(例)
実施区域又は事務所の所在場所が
・2箇所以上(都道府県Aと都道府県B)
→1箇所(都道府県Aのみ)に変更
※この場合、行政庁が内閣総理大臣から
都道府県Aの知事に変更

(例)
公益目的事業で奨学金事業のみを行う法人が
・新たに公益目的事業として検定事業を開始
・奨学金事業から体験活動事業に変更

行政手続の簡素化・合理化④(申請書の記載について①)

現行

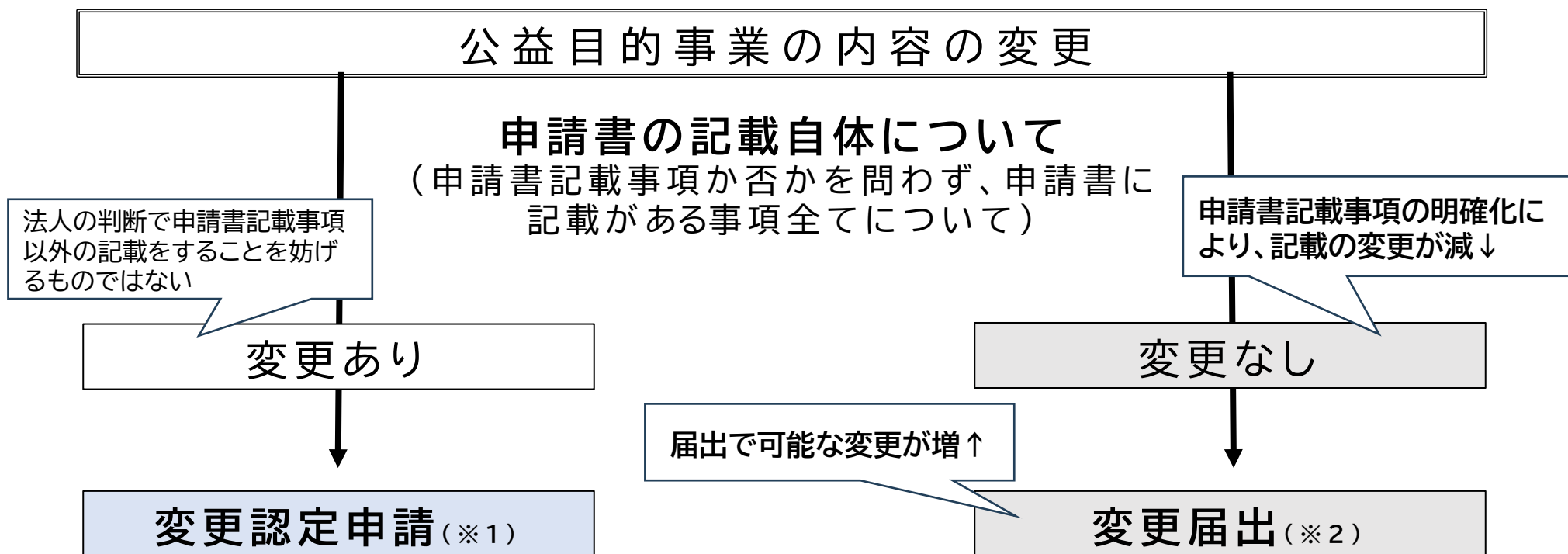
公益目的事業の内容の変更については、以下のとおり申請書の文言に変更あり/なし→申請書の文言のうち実質的な変更のあり/なしで認定申請/届出を判定。この点、行政庁から事業の詳細まで記載するような指導があり、申請書に記載すべき事項も明示がないため、不明瞭な事項が多く予見可能性の低い状況。



行政手続の簡素化・合理化⑤(申請書の記載について②)

改正概要(申請書記載事項の簡素化後)

ガイドラインで、申請書に記載すべき事項(申請書記載事項)を明確化。また、事業の拡大・縮小など法人の経営判断で差し支えない事項は、事業計画等への記載が原則に。したがって、申請書には申請書記載事項のみを記載することが前提になり、**認定申請/届出の具体的な基準が明確化**。



(※1)申請書を簡素化していない法人の場合でも、法人の機動的運営に資するよう、事業計画等への記載を前提に以下①～③の変更は変更届出で足りることとしている(令和7年4月1日以降)。

① 事業計画・事業報告への記載を前提に、付随的事業の追加又は変更

② 事業計画への記載を前提に、受益の機会について、趣旨・目的及び定款の範囲内で申請書に記載した支給対象等を拡大する変更(その際、申請書記載事項は変更しない)。一度広げた対象を、申請書の記載まで狭める変更も同様とする。

③ 事業計画への記載を前提に、選考に係る質の確保についてチェックポイントに係る説明事項に実質的な変更がないことが明らかな変更(認定時の考え方を示すものとして申請書の記載は変更しない)

(※2)事業内容の変更が明らかになるよう事業計画等での開示は必要。

公益目的事業とは「A学術、技芸、慈善その他の公益に関する認定法別表各号に掲げる種類の事業であって、B不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」をいう。公益目的事業の認定を受けるための申請書は、その事業がA及びBに該当することを示すものである。

A 別表該当性

+

B 不特定多数性

<公益目的事業該当性（A及びB）の判断基準（ガイドライン）>

- ・法人の掲げるその事業の「趣旨・目的」が、認定法別表各号に該当し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであることが求められる。

「趣旨・目的」だけでなく、それを担保するために「事業内容」及び「手段」が

- ・当該趣旨、目的を実現するためのものであること（事業の合目的性）を合理的に説明できること
- ・当該目的を実現するための事業の質（専門性や公正性、不利益発生の排除など）が確保されていること
- ・特定の者又は特定の集団の利益に留まらないこと（受益の機会の公開など）
- ・事業内容に透明性があること
- ・営利企業等が実施している事業と類似する事業にあっては、社会的なサポートを受けるにふさわしい公益目的事業としての特徴があること が必要

公益目的事業の内容として、上記に該当することを申請書に記載する必要

行政手続の簡素化・合理化⑥(申請書の記載について③)

公益目的事業の内容について申請書で記載が必要な事項

① 事業の趣旨・目的

ア：事業（及び法人）の趣旨・目的を記載する。
イ：アのほか、（i）事業の種類（別表該当性）についての説明
（ii）趣旨・目的の公表方法を記載する

② 事業の概要

①アに記載された趣旨・目的を実現するため、どのような種類の事業を、
どのような者（受益者）を対象にどのような方法で行うかなどを記載する。
※ 当該事業に付随して小規模に行う事業については事業計画等への記載を前提に記載不要

③ 受益の機会

事業の受益の機会（応募要件、参加要件等）について記載する。受益の機会を特定の集団に限るような場合には、当該制限を付す理由及び当該制限によっても、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することになる理由を記載する。受益の機会が開かれていることが明らかであれば記載不要。

④ 受益者の義務・受益の条件

受益者の義務（受益の条件（対価・その設定方法など））及びその公表方法について記載する。社会通念に照らして当然の義務・条件は記載不要。

⑤ 事業の合目的性の確保の取組

ア 受益者等の選定方法、イ アのほか、具体的な事業内容が、①の趣旨・目的に適合することを確保するための取組、ウ 事業の実施による不利益を排除する取組を記載する

⑥ その他

事業の公益性を確保するために、法人が特に講ずることとしている措置を記載する

⇒ 例えば、②や③を確認するためには、事業の対象者を特定する必要があるが具体的な参加者数までは記載不要、④を確認するために、公表方法として法人HPを指定する場合に、具体的なページのURLまでは記載不要

(参考)「事業の内容」についての記載事項明確化・簡素化イメージ

現行

事業を細分化し過ぎており、
細かな見直しの都度記載内容の変更が発生

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の 事業比率(%)
公 1	安全・安心な社会のための●●に関する事業	90.0

〔1〕事業の概要について（注1）

1 趣旨（目的）・まとめた理由

各種の普及啓発活動や顕彰を行い、安心・安全な社会の実現に寄与することを事業の目的としている。(1)及び(2)の事業は、共通の目的を達成する手段と位置付けられることから一つにまとめた。

2 事業

(1) ●●に関する普及啓発事業

●●に関する国民の理解を促進するため、次の事業を行う。

ア 展示等による普及啓発

(ア) ●●資料館

●●を展示している●●に説明員を配置し、事案の概要、展示についての説明を行うことにより、●●を認識していただき、●●に関する理解を図る。

(イ) ●●ミュージアム

令和●●年度に●●人が訪れた●●ミュージアムの一角で、パネル展示等を行い、説明員により●●に係る普及啓発を図る。

イ 行事等各種機会を捉えた普及啓発

各地の祭り等の機会をとらえ、パネル展示等を実施し、●●に係る普及啓発を図る。

・40カ所 3,000人

ウ ●●新聞の発行

記事、写真等により、●●を広く国民に分かりやすく周知する。●●新聞は年間を通して発行し、●●等を通じて提供するとともに、要望のある図書館、自治体等には無償で配布し●●に係る普及啓発を図る。

・月4回発行（発行部数1回5,000部）

エ ホームページ等による普及啓発

ホームページ、SNSを通じ、分かりやすく●●の普及啓発を図る。

オ オリジナルキャラクターグッズ等による普及啓発

ロゴマーク、イメージキャラクター等を使用し、帽子、Tシャツ、マグカップ等日常生活で使用するグッズ及びカレンダー等を制作し、配布、販売を行うことにより、広く子供から大人までを対象に●●に係る普及啓発の端緒とする。

カ ●●友の会会員に対する普及啓発

●●友の会を支援するとともに、会員を対象とした●●に係る普及啓発を図る。

・23支部 正会員数 4,000名

⋮

標準化

事業単位ごとに簡潔な記載に
※詳細は事業計画書、事業報告書に記載

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の 事業比率 (%)
公 1	安全・安心な社会のための●●に関する事業	90.0%

〔1〕事業の概要について（注1）

(1) 趣旨（目的）・まとめた理由

各種の普及啓発活動や顕彰を行い、安心・安全な社会の実現に寄与することを事業の目的としている。ア及びイの事業は、共通の目的を達成する手段と位置付けられることから一つにまとめた。

(2) 事業

ア ●●に関する普及啓発活動事業

【事業内容】資料館やミュージアム、各種行事等における展示や専門員による説明、写真や図等で分かりやすく●●を伝える刊行物の発行・配布、オリジナルキャラクターグッズの制作・配布・販売等を行い、●●に対する理解の促進を行う。

記載の簡素化
※ア～カに細分
化された事業を
一つに集約

申請書には、
公益目的事業のコンセプトを記載
(コンセプトが共通する事業は集約)
「事業の概要」であれば、各手段毎に
回数等まで書いていたものを簡素化
その他の事項についても、必要な内
容がわかる粒度で記載

ため、優れた取組に対する賞の対象者を募集・選出、

制を採用し全国の●●関係者へ推薦依頼を行う。

選考委員会に諮り、その結果について理事会の決議によ

⋮

行政手続の簡素化・合理化⑦(申請書の記載について④)

申請書記載事項の簡素化による手続要否の違い

前掲の申請書が、環境保全系の法人であった場合…

現行の記載	変更内容	行政手続
【A】●●資料館で環境保全事業に係る●●を展示」をする旨記載(事業区分(10)「博物館等の展示」)	●●資料館内に、資料館の一部スペースを使用して、新たに環境保全に関する困り事等の相談を受けて助言等を行う相談所のスペースを設ける(事業区分(5)「相談、助言」)	環境保全という目的は同じだが、新規事業区分の追加(事業区分5を追加)であるため、追加事業区分のチェックポイント該当性の判断が求められる ⇒変更認定
【B】全国各地の祭り等で環境保全事業に係るパネル展示を行い、「40か所、3000人」を事業規模として記載(事業区分(9)「展示会、○○ショー」)	環境保全事業の規模の拡大により「50か所」「5000人」といったように数値が増加する	開催箇所及び対象人数が増加するだけである(受益の単純拡大)ため、公益性に影響を及ぼす変更ではない ⇒変更届出
簡素化後の記載	変更内容	行政手続
環境保全のため、資料館や各種行事等における展示や専門員による説明【中略】等を行い、●●に対する理解の促進を行う (※) 詳細(事業の回数等)は事業計画に記載する(事業計画は法人の経営判断を示すものであり、公表もされる)	●●資料館内に、資料館の一部スペースを使用して、新たに環境保全に関する困り事等の相談を受けて助言等を行う相談所のスペースを設ける	資料館での展示事業という【幹となる事業】に対する【付随的事業】として相談会事業が行われると考えられる ⇒変更認定/変更届出のどちらも不要
	環境保全事業の規模の拡大により「50か所」「5000人」といったように数値が増加する	事業規模に係る場所や人数等の細かな記載は申請書に表示されなくなる ⇒変更届出も不要

※申請書に細かく記載を置いている状態の法人の場合であっても、Aの変更については**変更届出事項**として取り扱われる(詳細はガイドライン第2章第1節第4「変更認定事項と変更届出事項」の「(2)現行法人の移行措置について」で記載)。

行政手続の簡素化・合理化⑨(申請書の記載について⑥)

申請手続の予見可能性の向上

- **審査に必要となる判断要素、申請時に提出を求める書類・証憑等は、ガイドラインで具体的に記載**
(ガイドラインの記載例(奨学金事業))

審査に必要となる判断要素	行政庁の審査時に、合理的に必要と考えられる書類。証憑類(事業計画等に内容等が記載されていれば可)
奨学金が不特定多数の利益の増進に寄与することを明示している。	奨学金に係る規程(定款やHPに明示がない場合)
応募の機会が一般に開かれていること	募集要項、選考基準
個別選考に当たって、直接の利害関係者を排除していること	選考委員会規程、選考委員名簿
奨学金給付に当たり、合理性のない義務を課していないこと/義務がある場合、その内容は応募者や支給対象者に明らかにされていること	募集要項、奨学金規程
奨学金給付対象者に約束した給付内容を実施するために必要な財源が十分確保されていること	財務諸表(継続的な事業財源に疑義がある場合は、寄附確約書等)
奨学金業務で知り得た個人情報適切に管理していること	個人情報保護規程

- **ガイドラインに記載がない書類を求めるときは、当該書類を必要とする理由を示す(ガイドライン)**

申請処理の迅速化

- 申請について、原則として標準処理期間内(内閣府においては、公益認定申請:4か月、変更認定申請:40日)に処理する旨をガイドラインに明記。審査に要した期間の状況について、今後、公表。
- 公益法人が、適切に準備を行うことが出来るよう、予見可能性の更なる向上に向けた取組
 - ・ 認定法の各種判断について、「事例集」を作成・公表
 - ・ 判断の蓄積、関係者の意見・要望等を踏まえ、ガイドラインについて、少なくとも年に1回は見直し。
 - 変更認定申請の審査に当たっては、変更のない事項は、原則として基準に適合しているものとして取り扱うことをガイドラインに明記。
 - 申請内容が具体性を欠き、内容が不明確である場合や、申請書類や添付書類(財務諸表を含む。)に疑義があり、説明を求めても相当の期間内に申請法人適切な回答をしない場合等に、不認定となり得ることをガイドラインに明記。

Q1 既存の公益法人が公益認定を受け、又は変更認定を受けて申請書に記載した事項については、改正法施行後、どのように整理されますか(簡素化しなければならないのでしょうか)。

A 既存の公益法人の事業の内容について、新しい申請書への切替えは公益法人が今後の変更認定の機会を捉えて行うことができるものとし、監督上必要がある場合を除き、行政庁が期限を定めて切替えを求めることはありません。したがって、事業の内容を変更する申請をする際に、併せて記載事項の簡素化も検討ください。

※切替えを行わない公益法人が、事業計画時に備置き・閲覧等の対象とし、行政庁に提出する書類は、改訂される前の従来の様式になります。

Q2 令和7年4月1日から収益事業を1事業増やしたく、既に変更認定を申請しているのですが、3月31日までに認定されなかった場合はどうなるのでしょうか。

A 制度改正後に変更届出対象になる事項について、既に変更認定を申請されているもので3月31日までに認定されなかった場合(年度をまたいだ場合)、4月1日になった時点で変更届出を出していたものとみなされることになります。

Q3 これまで、事業の公益性に関する説明のため、申請書に17の事業区分ごとのチェックポイントに該当する旨を記載してきました。今回そのチェックポイントが増えたほか、申請書には引き続きこれらに該当する旨を記載することですが、この「チェックポイント該当性に関する記載」も申請書記載事項に含まれる(そのため、この記載を変更する場合は変更届出が必要)ということなのでしょうか。

A 「チェックポイント該当性に関する記載」は、申請書記載事項を補足する情報という位置づけであるため、申請書記載事項そのものとは扱いません。一方で、公益目的事業該当性に関する説明のための内容として、これからも「チェックポイント該当性に関する記載」の記載は必要になります。

Q4 今回ガイドラインで申請書記載事項を明確化したということですが、この明確化に伴い、申請書記載事項に含めるべき内容やその考え方までも変わったのでしょうか。

A 今回ガイドラインで申請書記載事項を明確化しましたが、「明確化」とは「これまでの先例等を踏まえて考え方を明文化した」ということです。今回の制度改正では、申請書記載事項に含めるべき内容・考え方(事業の種類・内容や別表該当性について等)に変更はありません。

(2)改正内容について

③ 自律的ガバナンスの充実、 透明性の向上

より国民からの信頼・協力を得ていくための自律的ガバナンスの充実や情報開示についての御説明

公益法人等の責務(法第3条の2)

現行

- ・公益法人の認定基準及びその事業活動等における義務は規定されているが、公益法人に求められる責務については、特段の定めはない。
- ・行政庁は、公益法人の活動の状況、公益法人に対して行政庁がとった措置等についての調査分析や必要な統計の作成等を行うとされているが(第57条)、公益法人行政を担う国の役割については、特段の定めはない。

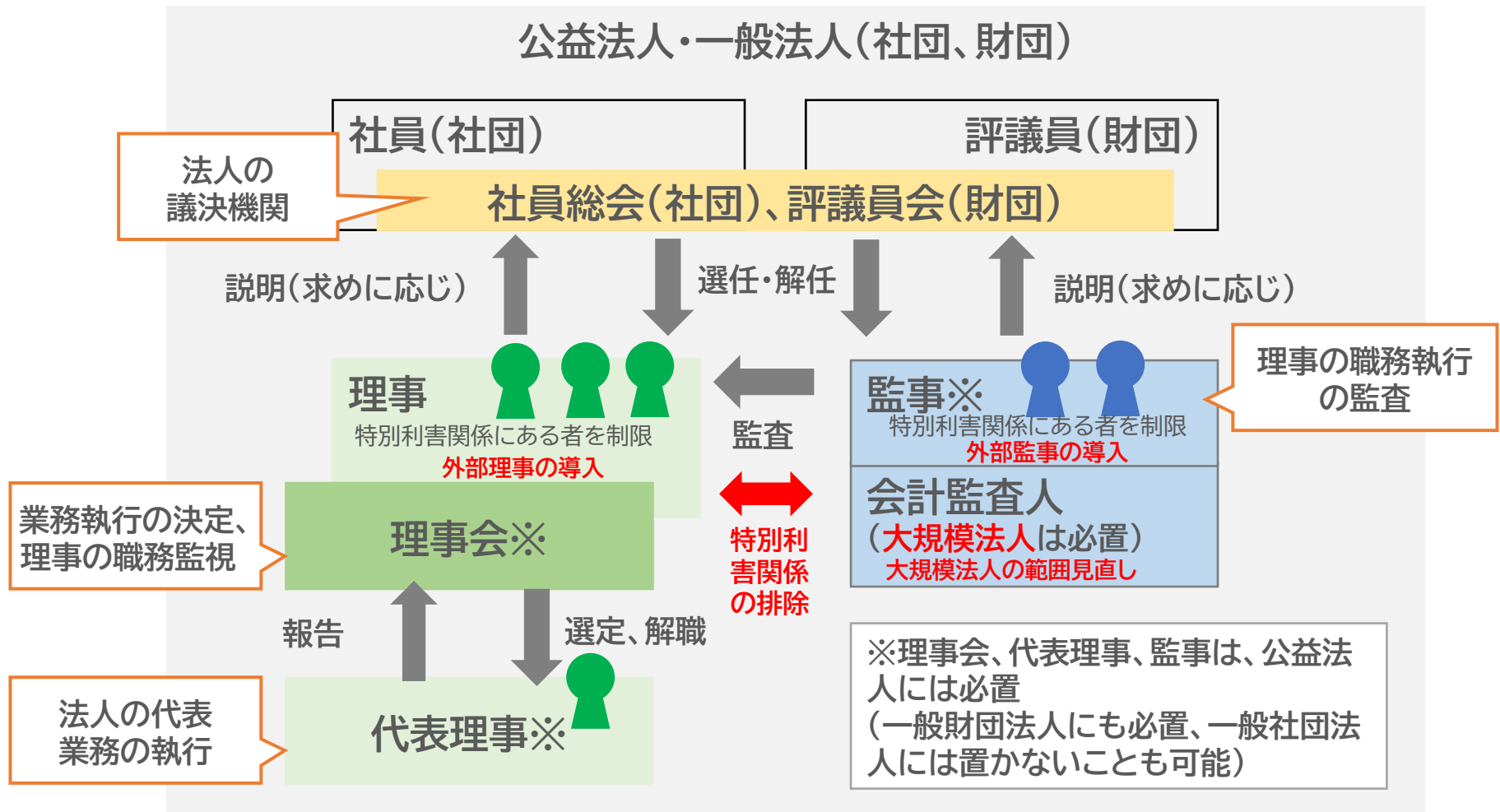
改正概要

適用開始: 令和7年4月1日

- ・公益法人が、より国民からの信頼・協力を得られる存在として更なる発展を遂げるために、「公益法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他のその運営における透明性の向上を図るよう努めなければならない」ことが新たに規定。公益法人としての一般的な責務を定めるものであり、具体的な義務を課すものではない。
- ・同時に、公益行政を所管する国には、公益法人の自主的・自律的な取組を後押しすることを義務付け、民間公益の活性化に資する活動を行っていくことを求めている。例えば①インパクト測定・マネジメントに関する国内外における取組事例調査、事例集の作成・展開、②自律的ガバナンス充実や透明性確保の取組の好事例の収集・展開、③公益的活動を行う他の団体を広く支援している法人等中間支援団体等の支援等が想定されている。
- ・公益法人が自主的に取り組んだ運営体制の充実を図るための取組や、公益目的事業の実施状況については、事業報告に記載することとされており、これらは行政庁によってホームページにおいて公表される。

法人運営の全体像

新たに設けられた規律・見直しが行われた規律を**赤文字**



※外部理事・外部監事の導入は公益法人の場合であり、一般法人には適用せず

理事

特別利害関係にある者が3分の1を超えてはならない



【特別利害関係】

- ① 配偶者
- ② 三親等以内の親族
- ③ 内縁関係者
- ④ 使用人
- ⑤ ③及び④以外で財産供与により生計を維持しているもの
- ⑥ ④及び⑤の配偶者
- ⑦ ③～⑤の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

経過措置 (一部改正法附則第5条)

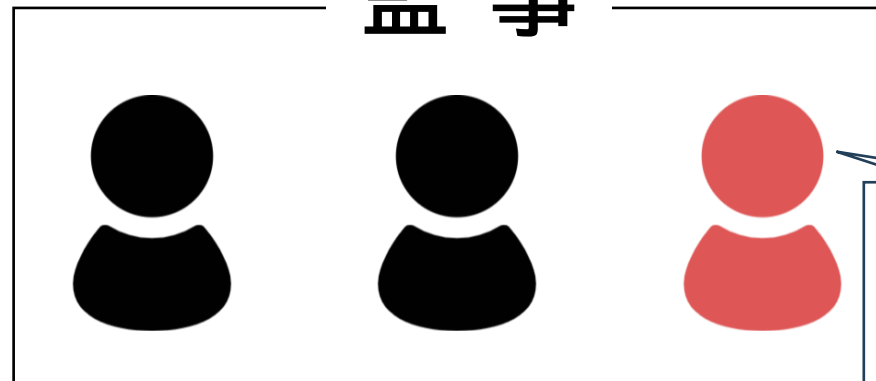
理事と監事の間の特別利害関係排除については、法律の施行日に現に在任する全ての理事及び監事の任期が満了する日の翌日から適用

特別利害関係の排除



監事

特別利害関係にある者が3分の1を超えてはならない



少なくとも一人以上の**外部理事**
(要件は次頁)

少なくとも一人以上の**外部監事**
(要件は次頁)

自律的ガバナンスの充実③(外部理事・外部監事)

改正概要

法人運営が内輪の者だけで行われることによる法人の私物化を防止し、理事会運営の活性化等を図る観点から、理事及び監事に法人外部の人材を選任することを公益認定の基準とする。【改正法第5条第15号・第16号】

	外部理事	外部監事
認定基準	理事の1人以上が外部理事に該当	監事の1人以上が外部監事に該当
外部性の要件 (次の全てを満たす者)	当該法人・子法人の 業務執行理事・使用人でない者	当該法人・子法人の 理事・使用人でない者
	過去10年間当該法人・子法人の 業務執行理事・使用人でなかった者	過去10年間当該法人・子法人の 理事・使用人でなかった者
	【公益社団法人の場合】 その社員でない者 社員が法人の場合、その役員・使用人でない者	
	【公益財団法人の場合】 その設立者でない者 設立者が法人の場合、その法人・子法人の役員・使用人でない者	
適用除外	小規模法人除外 収益：3,000万円未満 かつ 費用・損失：3,000万円未満	—
経過措置	法律の施行日に現に在任する全ての理事の任期が満了する日の翌日から適用	法律の施行日に現に在任する全ての監事の任期が満了する日の翌日から適用

業務執行理事以外の理事も対象

設置時期への配慮

- 適用除外について、決算において基準を超えることが判明した場合、その時点から設置義務が生じる。基準超えが予想される場合には、予め外部理事の設置及び選任をしておくなどの対応が求められる。
- 突発的に基準を超えた法人が外部理事を選任することは容易ではなく、外部理事を認定基準とした趣旨を鑑みれば、適切な者を選任することが重要であることを踏まえ、外部理事の設置に係る監督については、法人の置かれた状況や諸般の事情を考慮して行うこととしている。(ガイドライン)

自律的ガバナンスの充実④(会計監査人)

現行

公益目的事業のための財産の使用及び会計処理が適正になされているかどうかの監査を厳正に行うことは、公益法人の財務の透明性を高め、国民の信頼を確保する上で重要であることから、会計監査人を置いていることを公益認定の基準とする。

ただし、小規模法人の適用除外あり

収益1,000億円、費用・損失1,000億円、負債50億円のいずれかを満たす法人

改正概要

改正法では、公益法人の収支に関する規律の緩和など、法人の財務に関する規律を柔軟化する一方、公益法人への信頼確保の観点から、法人におけるガバナンスを充実させる必要があることから、適用除外の基準を、収益100億円、費用・損失100億円、負債50億円に引き下げ。

※ 最終事業年度の損益計算書においてこれらの基準額を超えている場合、新制度の施行日(令和7年4月1日)に会計監査人を設置する必要。

現在の基準		新しい基準	
次のいずれかを満たす法人 最終事業年度に係る損益計算書の		次のいずれかを満たす法人 最終事業年度に係る損益計算書の	
収益	1,000億円以上	収益	100億円以上
費用・損失	1,000億円以上	費用・損失	100億円以上
負債	50億円以上	負債	50億円以上

会計監査人を設置した場合、キャッシュ・フロー計算書の作成義務、会計基準の適用等も変わること

設置時期への配慮

- 事業年度後の計算書類等の提出に当たりこれらの基準額を超えることが判明した場合には、あらかじめ社員総会等において当該計算書類等の承認に併せて会計監査人の設置及び選任をしておくなど対応が必要となる。
- 突発的に基準を超えた法人が直ちに会計監査人を設置することは容易ではなく、会計監査人を認定基準とした趣旨を鑑みれば、適切な者を選任することが重要であり、会計監査人の選任には一定の期間を要するものと考えられること等を踏まえ、会計監査人の設置に係る監督については、法人に対し会計監査人の選任に係る手続の状況や選任までの見通しなどについて説明を求めることとし、法人の置かれた状況や諸般の事情を考慮して行うこととする。(ガイドライン)

Q1 令和7年6月に役員全員の改選時期を迎えます。改正法の経過措置は、改正法施行時に理事・監事である者の任期中とのことですので、外部理事・外部監事を選任しなければならないでしょうか。

A 選任していただく必要があります。

Q2 定款変更が必要であったり、外部理事・外部監事の適任者を得られなかった場合など、令和7年4月1日以降すぐに認定基準を満たすことがかなわなかった場合は、監督措置を受けるのでしょうか。

A 改正政令及び改正内閣府令の公布以降、遅滞なく、外部理事・監事を選任、定款等の準備を開始したにもかかわらず、外部理事・監事の設置を行うことができなかった場合について、選任に係る手続の状況や選任までの見通しなどについて行政庁から法人に説明を求めることとし、やむを得ず困難であると認められる場合には、基本的に本件に対する監督は行わないこととします。

会計監査人についても同様です。

Q3 外部理事の適用除外となる、収入及び費用・損失が3000万円を超えないことの判定時期はいつになりますか。

A 最終事業年度の計算書類において基準を超えている場合には原則として外部理事を設置する必要があります。なお、特定の要因によって一時的に外部理事設置の適用となるが、恒常的には適用除外となる場合などについては、法人から合理的な説明がある場合は、監督は行わないこととします。
会計監査人についても同様です。

Q4 会員から代議員を選任するいわゆる代議員制を採用する公益社団法人の場合、社員でない会員は外部理事・監事の対象でしょうか。

A 外部理事・外部監事になれない「社員」とは、法人法第 11 条第1項第5号の規定に基づく定款上の社員を指します。定款に定める社員以外の会員については、外部理事・外部監事の対象となります。

Q5 業務執行理事とは、①代表理事②理事会で業務執行を委任された理事③業務執行した理事とされていますが、③業務執行した理事には、内部委員会に参画した理事は含まれますか。

A 委員を務め、助言や審議を行う行為は、当該理事が単独で法人の事業に係る意思決定を行う行為ではないことから、業務を執行したとはみなされないものと解されます。

Q6 法人法施行前に設立された法人定款には、「設立者」の記載がないですが、どこまで調査すべきでしょうか。

A 対象の一般財団法人が、旧民法第34条の規定に基づき設立された法人で、行政庁の認定を受けた公益法人等である場合は、旧民法下における設立者について定款に記載がなく、その他の資料等からも遡って確認ができない等の事情があれば、設立者を特定することは要しません。

※なお、外部理事・外部監事については様々な質問をお寄せいただいておりますので、よろしければ御覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/regulation/rijikanji.html>

透明性の向上①(定期提出書類)

現行

- ・定期提出書類とは事業計画時及び事業報告時に提出される資料であり、事業計画時は事業計画書や収支予算書等、事業報告時は事業報告、各種別紙等が該当。
- ・行政庁は、定期提出書類のうち「財産目録等」について、請求があれば閲覧又は謄写をさせる。

改正概要

- ・令和7年4月1日以降、行政庁に提出された「財産目録等」に当たる書類は全て行政庁で公表。
また、財産目録等の範囲とその内容が拡大。
※事業計画時・事業報告時だけではなく、事業変更等の際など行政庁に提出される財産目録等に当たる書類はいずれも公表(＝常に法人の最新の情報が公表)。
- ・事業報告時に提出が必要な書類については、段階的に切り替わるため注意が必要。
- ・事業報告時に提出が必要になる書類のうち、財務規律に関するものについては、財務諸表及びその附属明細書において記載があれば、別途の作成は不要。
- ・新会計基準を適用するか、現行会計基準を適用するかで記載すべき書類の内容が一部異なることにも注意が必要(令和10年3月31日までに開始する事業年度までは、旧基準も適用可能)。
- ・これまで事業報告時に作成していた「事業の内容」(公益目的事業、収益事業、その他事業の種類及び内容)については、事業計画時に作成。

透明性の向上②(開示情報の充実)

現行

事業報告時の資料では、下記3項目について以下の内容を開示

- ・【役員報酬等】「役員報酬規程」及び「理事・監事等の報酬等の総額」は開示。総額等の開示であり、また、役員報酬が「不当に高額」か否かは金額だけで判断し難く、実効的な監督が難しい。
- ・【法人関係者との取引】「関連当事者（役員・評議員とその近親者を含む）」との取引内容を財務諸表には注記。
- ・【海外送金】特段の開示事項なし

改正概要 適用開始: 令和6年度事業の事業報告時の書類から

法人についての開示情報の拡充の観点から、下記3項目について公表事項を整理・追加

- ・【役員報酬等】報酬規程のみでは各役員の報酬額が分からず、役員報酬が「不当に高額」と言えるかどうか判断が難しかったため、公表事項に「理事・監事等ごとの報酬等の総額」及び「役員報酬が2,000万円(※1)を超える役員について、金額及びその額の必要性」を追加。
- ・【法人関係者との取引】特別の利益を与えてはならない法人関係者と範囲が一致していなかったため、特別の利益を与えてはならない法人関係者を、関連当事者に含める(新公益法人会計基準)。
- ・【海外送金】FATF(テロ資金供与対策に関する国際枠組み)からの非営利法人がテロ資金供与に巻き込まれる可能性の指摘も踏まえ(※2)、「海外送金の有無」及び「テロ資金供与等のリスク軽減策の有無」について新しく開示(※3)。

(※1) 人事院調査による、企業規模500人以上1000人以下の全役員平均年間報酬額が約2,211万円であること等から額を設定

(※2) (参考) 認定NPO法人については、全ての海外送金の金額・使途・実施日について公表することになっている

(※3) 「公益法人におけるテロ資金供与対策について」(令和4年6月内閣府大臣官房公益法人行政担当室)も参考

透明性の向上③（関連当事者との取引関係①）

事業報告時の書類「事業活動に対する重要な事項」において、「関連当事者との取引の有無」を記載することが必要に

→「関連当事者」の範囲が、法人が現行会計基準を選択しているか、新会計基準を選択しているかによって異なる（現行会計基準を選択し続けられる令和9年度事業まで差異が存在）

現行

平成20年会計基準（会計基準注解の（注17））

- (1)当該公益法人を支配する法人
- (2)当該公益法人によって支配される法人
- (3)当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人
- (4)当該公益法人の役員又は評議員及びそれらの近親者

特別の利益を与えてはならない法人の関係者
(認定令第1条)に合わせて範囲を拡大

改正概要

適用開始: 令和6年会計基準の適用開始から

令和6年会計基準の運用指針(84項)

(1～3)同上

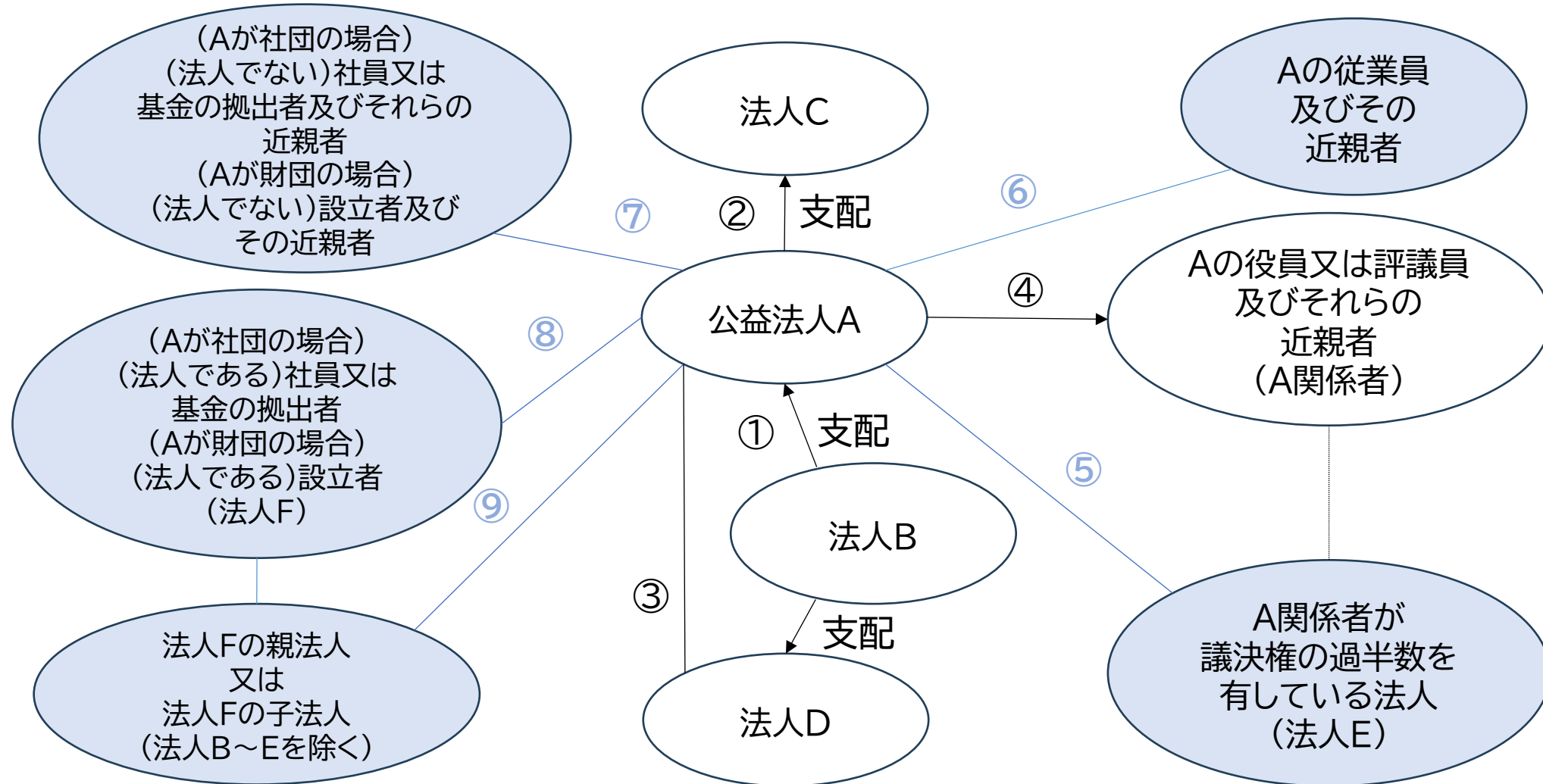
- (4)当該公益法人の役員又は評議員及びそれらの近親者(配偶者、三親等内の親族及び婚姻関係と同様の事情に有る者とそれらの者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する特別な関係にある者をいう。以下同)
- (5)当該公益法人の役員又は評議員及びそれらの近親者が議決権の過半数を有している法人
- (6)当該公益法人の従業員及びその近親者
- (7)当該公益法人が公益社団法人である場合には、法人ではない社員又は法人法第131条に規定する基金の拠出者及びそれらの近親者
- (8)当該公益法人が公益財団法人である場合には、法人ではない設立者及びその近親者
- (9)当該公益法人の法人である社員、(7)の基金の拠出者、設立者
- (10)(9)の法人が、認定規則第1条に規定する子法人である場合の親法人又は(9)の法人の子法人
(（1）から（3）まで及び（5）の当該公益法人と支配関係にある法人を除く。)

透明性の向上④（関連当事者との取引関係②）

会計基準別の「関連当事者」の範囲イメージ

（令和6年会計基準での追加事項は青枠）

→公益法人Aとこれらの関連当事者との取引が該当。これら取引がある場合、「重要なもの」(※)については、財務諸表に注記を付す（「令和6年会計基準の運用指針」参照）。



※ 「活動計算書の一般純資産区分で経常収益・費用の10%を超える取引」「貸借対照表の資産合計 額の1%を超える取引」「役員等との取引で100万円 を超えるもの」等は公表。なお、公益法人Aに対する寄附等、注記不要の項目も。

透明性の向上⑤（事業報告の記載事項）

公益法人は、一般社団・財団法人法第123条第2項（第199条において準用する場合を含む。）の規定により作成する事業報告に、各事業年度における公益目的事業の実施状況、公益法人の運営体制その他の公益法人の適正な運営を確保するために必要なものとして内閣府令で定める事項を記載しなければならない。（改正法第21条第4項）

現行

※ いずれも一般法人法第123条による ※ 様式の定めはなし

➤ 当該一般法人の状況に関する重要な事項

ex) 事業の経過及びその成果、運営上の重要な契約の締結・解消など..

➤ 理事の内部統制の整備について決定・決議がある場合の決定・決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要

ex) 法人の内部統制に関する基本方針の内容など..

改正概要

加えて

令和8年4月以降に提出する
事業報告(R7年度)から

公益法人の運営に係る透明性の向上、ガバナンスの充実の観点から、

① 各事業年度における公益目的事業の実施状況

② 当該公益法人の運営体制の充実をはかるための取組

について記載が必要（改正規則第53条）

<記載例>

① 各事業年度における公益目的事業の実施状況

<事業の実績について>

- 事業の公益性を確保する取組の実績
- 事業報告に記載することが予定された事項

<透明性の確保について>

- 公益目的事業の質を改善するための自主的な取組
- 公益目的事業の成果や公益目的事業の実績に対する測定・評価（インパクト測定・マネジメント等）などについて など

② 当該公益法人の運営体制の充実をはかるための取組

- 外部理事・監事にどのような者を選任したか
- 外部理事・監事の役割を全うするためにどのように情報提供を行ったか
- 評議員の選任及び解任方法等について外部理事・監事に準じた準則を設けたか
- 理事等からの実質的な影響力行使を排除した評議員選定委員会を設けたか など

(参考)インパクト測定・マネジメントとは

インパクト測定・マネジメントとは、事業が社会的課題の解決に及ぼす正負のインパクトを定量・定性的に測定し、測定結果に基づいて事業改善や意思決定を行うことを通じて、正のインパクトの向上を目指し、負のインパクトの低減を目指す日々のプロセスです。

インパクト創出のサイクル



(*)(**): ロジックモデルや相利評価は、計画構築の際に作成するが、事業実施時のモニタリングや成果の測定にも活用する

定量的な評価だけでない、
様々な手法を紹介しています

内容・手法

実施内容

Vision/
戦略の策定

団体のVision、どのような社会的価値を創出したいか、またそのVision達成に向けたマイルストーンを明確にする

事業計画
の構築

マイルストーンの達成に向け、目指すべきインパクトを定め、事業の戦略・ビジネスモデルを策定、指標・評価方法を決定する

事業の実施

インパクトを最大化するよう、事業を実施する。また、指標を活用して事業の進捗を管理する

成果の測定

活動の成果を可視化する。その際に、事業で意図して創出したインパクトを成果として測定、成果・課題の分析をする

結果の活用

事業の成果・課題を関係者間で共有し、活動のサポーターを増やす。また、今後の事業改善、目標の見直しに繋げる

手法の例

- ・ **Theory of Change (ToC)** (事業がどう社会の変革に役立つのかについて、課題の構造・原因と、解決するための変化の理論・法則を説明する手法。)

- ・ **ロジックモデル*** (目的の達成とそのために必要なアクションを、因果関係に着目し線形に整理する手法)

- ・ **インパクトの5次元分析** (インパクトをWhat, Who, How much, Contribution, Riskの5つの要素から整理する手法)

- ・ **相利評価**** (多様な関係者の利害関係を整理する手法)

- ・ **指標のモニタリング** (目標に対する進捗度を測り、モニタリングする)

- ・ **プロセス評価** (事業が計画どおりに実施されているか、アウトプットは達成されているか、実施体制は適切かどうか等を確認する)

- ・ **指標の測定** (目標に対する達成度を測る手法)

- ・ **効果検証・実証分析** (RDD: 回帰不連続デザインやRCT: ランダム化比較試験などにより介入効果を分析する手法)

- ・ **SROI** (インパクトを貨幣換算することにより、社会的投資収益率を算出する手法)

- ・ **MSC: モスト・シグニフィカント・チェンジ** (重大な変化のエピソードを集めて質的に評価する手法)

- ・ **成果の報告** (インパクトレポート、事業報告会、SNSでの発信、講演)

- ・ **関係者エンゲージメント** (ロビイング、アドボカシー)

⇒ 公益法人が取り組むインパクト測定・マネジメントの事例を公表しています

<https://www.koeki-info.go.jp/regulation/index.html>

透明性の向上⑥(区分経理の原則化①)

現行

- ・公益法人の会計は、必ずしも公益目的事業会計が区分されておらず、その場合、公益目的事業財産が明確になっていない。
- ・**区分経理**(貸借対照表及び損益計算書の内訳表示。以下同じ。)については、**一部の法人でのみ必須**(貸借対照表については、収益事業等の利益の50%超を公益目的事業に繰り入れる法人のみ内訳表示が必須、損益計算書については、単一の公益目的事業を行う法人以外の法人のみ内訳表示が必須)。
- ・そのため、**公益目的取得財産残額**(以下、「財産残額」という。)の算定するために、毎事業年度の公益目的事業財産の増減をフローで把握し、財産残額を算定するための計算も必要(**別表Hの作成**)。

改正概要

適用開始: 令和7年4月1日(令和10年3月31日までに開始する事業年度については、現行方法での経理が可能)

- ・**公益目的事業財産を可視化**し、財務状況の透明性を向上するため、**区分経理を原則義務付け**。ただし、収益事業等を行わない法人で、法人運営のためと特定されている財産(※1)を除く全ての財産(公益目的事業財産等)を公益目的事業に使用・処分することで区分経理をしないことができる。
- ・公益目的事業財産は、貸借対照表内訳の公益目的事業会計に整理する。
- ・貸借対照表の内訳(公益目的事業会計)で公益目的事業財産を把握可能となるため、**財産残額は、公益目的事業会計の純資産額を基礎に算定**する方法とし(※2)、**毎事業年度の計算は廃止**(別表Hを廃止(ただし、区分経理に適用するまでの間は引き続き作成が必要))。

(※1)法人活動保有財産、資産取得資金、特定費用準備資金及び指定寄附資金(法人活動保有財産及び指定寄附資金にあつては、公益目的事業の用に供するものを除く。)(※2)区分経理をしない法人は公益目的事業財産等を基礎に算定。

内訳表の作成		貸借対照表	損益計算書
収益事業等 を行う法人	(収益の50%超を公益 目的事業に繰入)	必須	必須 各事業も 区分
	(上記以外)	任意	
収益事業等 を行わない 法人	(複数の公益目的事 業を行っている)		
	(上記以外)		任意

会計区分別内訳の作成		貸借対照表	損益計算書
収益事業等を行う法人		必須	必須 各事業も区分
収益事業等を行わない法人	(複数の公益目的事業を行っている)	代替措置あり	代替措置あり ※各事業の区分必須
	(上記以外)		代替措置あり

透明性の向上⑦(区分経理の原則化②)

現行

●毎事業年度「別表H」を作成し、事業年度末日における財産残額を算定

公益目的増減
差額

+

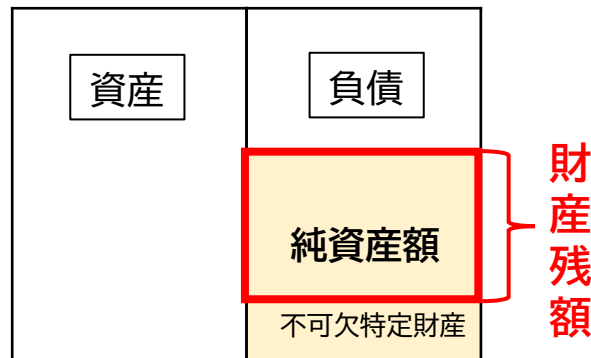
公益目的保有
財産

- ・実際に認定取消し等を受けた場合、公益目的事業財産の費消・譲渡の状況を過去に遡って把握することは困難なため、公益法人は毎事業年度「別表H」を作成し、事業年度末日における残額を算定する必要。
- ・到来する可能性が低い認定取消し等のために毎事業年度残額を算定する必要。また、計算が煩雑で公益法人の事務負担が大きい。

改正概要

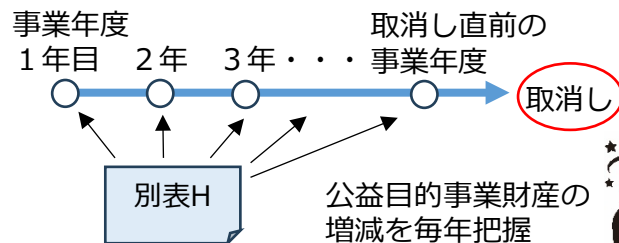
●認定取消し等の場合に、直近事業年度の公益目的事業会計の純資産額を基礎に財産残額を算定

【BS(公益目的事業会計)】



- ・財産残額算定の必要が生じた場合に、
財産残額＝資産額－負債額－認定前に取得した不可欠特定財産
±調整要素 で算定を行う(毎事業年度の算定は不要)。
 - ・必要な調整として、非償却資産(土地等)の帳簿価額と時価の差額を財産残額に加除する。また、公益目的事業会計が収益事業等会計又は法人会計に対して有する債務については、一定の場合のみ負債額に含める。
- ※ 区分経理をしない法人は公益目的事業財産等を基礎に残額を算定

公益目的事業会計



公益目的事業会計



取消し直前の
事業年度



別表H不要

BS
公益会計

(参考)公益目的事業財産の定義整理①

区分経理を前提として、現行の公益目的事業財産の定義を法令上分かりやすくなるよう再整理。公益目的事業に関連して取得した財産及び当該財産を運用・支出・処分して取得した財産は、全て公益目的事業財産となることを明確化。また、公益目的事業会計の資産に計上した財産は、公益目的事業財産となる旨を規定。

○公益法人認定法第18条

新	旧	改正趣旨
第十八条 公益法人は、次に掲げる財産（以下「公益目的事業財産」という。）を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。ただし、内閣府令で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。		
一 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産（寄附をした者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）		1～4号については、改正なし（公益認定を受けた日以後に、公益目的事業に関連して取得し、客観的に公益目的事業財産とすべき財産。）。
二 公益認定を受けた日以後に交付を受けた補助金その他の財産（財産を交付した者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除く。）		
三 公益認定を受けた日以後に行った公益目的事業に係る活動の対価として得た財産		
四 公益認定を受けた日以後に行った収益事業等から生じた収益に内閣府令で定める割合を乗じて得た額に相当する財産		
五 前各号に掲げる財産を 運用し、支出し、又は処分する ことにより取得した財産	五 前各号に掲げる財産を 支出する ことにより取得した財産	5号については、1～4号から派生して得た財産についても、公益目的事業財産とする趣旨を規定するもの（旧府令26条3号・4号を統合）。
六 第五条第十九号に規定する財産（前各号に掲げるものを除く。）	六 第五条第十六号に規定する財産（前各号に掲げるものを除く。）	号ズレに伴う措置
七 前各号に掲げるもののほか、公益法人が保有する財産であって 公益認定を受けた日以後に内閣府令で定める方法により公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産	七 公益認定を受けた日の前に取得した財産であって 同日以後に内閣府令で定める方法により公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産	7号については、区分経理により、公益法人が保有する財産が公益目的事業のための財産なのかを明確化することで、財産の「表示」を重視。公益認定後に取得した財産についても、公益認定前に取得した財産と同様に表示をもって公益目的事業財産とするように規定するもの。
八 前各号に掲げるもののほか、当該公益法人が公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められるものとして 内閣府令で定める財産		内閣府令で定める8号についても、基本的考え方、法18条の整理を踏まえ整理

(参考)公益目的事業財産の定義整理②

○公益法人認定法施行規則第41条（旧26条）

新	旧	改正趣旨
第四十一条 法第十八条第八号の内閣府令で定める財産は、次に掲げる財産とする。		
一 公益社団法人にあっては、公益認定を受けた日以後に徴収した経費（一般社団・財団法人法第二十七条に規定する経費をいい、実質的に対価その他の事業に係る収入等と認められるものを除く。）のうち、その徴収に当たり用途が定められていないものの額に百分の五十を乗じて得た額又はその徴収に当たり公益目的事業に使用すべき旨が定められているものの額に相当する財産		内容に関わる改正なし
二 公益認定を受けた日以後に行った吸収合併により他の公益法人の権利義務を承継した場合にあっては、当該他の公益法人の公益目的事業財産であった財産		
(削除)	三 <u>公益認定を受けた日以後に公益目的保有財産（第六号及び第七号並びに法第十八条第五号から第七号までに掲げる財産をいう。以下同じ。）から生じた収益の額に相当する財産</u>	法18条5号及び府令41条4号により不要に（旧5号も「処分」に含まれる）
(削除)	四 <u>公益目的保有財産を処分することにより得た額に相当する財産</u>	
(削除)	五 <u>公益目的保有財産以外の財産とした公益目的保有財産の額に相当する財産</u>	
三 <u>法第二十五条第一項に規定する新設法人にあっては、同条第五項の規定により読み替えて適用する法第十八条第一号から第七号までに掲げるもののほか、当該新設法人が保有する財産であってその成立の日以後に前条で定める方法により公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産</u>	(新設)	新設法人における表示要件を定めるもの
(削除)	六 <u>前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産</u>	法18条1～4号以外の公益目的事業財産から派生して得た財産についても、公益目的事業財産とする趣旨を規定するもの。
四 <u>公益認定を受けた日以後に前各号並びに法第十八条第六号及び第七号に掲げる財産を運用し、支出し又は処分することにより取得した財産</u>	七 <u>公益認定を受けた日以後に第一号から第五号まで及び法第十八条第一号から第四号までに掲げる財産以外の財産を支出することにより取得した財産であって、同日以後に前条の規定により表示したもの</u>	
(削除)	八 <u>法第十八条各号及び前各号に掲げるもののほか、当該法人の定款又は社員総会若しくは評議員会において、公益目的事業のために使用し、又は処分する旨を定めた額に相当する財産</u>	表示対象となる財産が法18条7号で公益法人が保有する全て財産に拡大。法人の意思表示は表示要件に統一するもの。

Q1 初めて区分経理をする場合、財産をどのように按分したらよいでしょうか。

A 従来から作成している財務諸表等及び定期提出書類を基に作成していくことが考えられます。これまでの別表C(2)(3)を参照することで、明確に用途が定まっている財産を特定できますし、財産目録における使用目的欄等の記載並びに法人が作成している勘定明細及び総勘定元帳等における資産・負債の内容、別表F(1)(2)等における費用の按分割合の考え方等を基に按分いただくことが考えられます。

Q2 財産残額算定について「公益目的事業会計が収益事業等会計又は法人会計に対して有する債務については、一定の場合のみ負債額に含める」とありますが、一定の場合とはどのような場合ですか。

A 他会計の財産を公益目的事業に費消する場合は、原則として公益目的事業財産に振り替えた上で行うこととしていますが、以下の場合、他会計の財産を公益目的事業会計に振り替えずに、他会計から公益目的事業会計への貸付(公益目的事業会計の他会計に対する負債)とすることが認められています。

(a) 公益目的事業の一時的な資金不足に対し、他会計の財産を充てた場合

(b) 資金不足によって公益目的事業を継続することが困難な場合に、他会計における用途が定められた資金等を充てた場合

これらの事情が裏付けられるよう、財務諸表において必要な注記がなされている必要があります。

事後チェックの重点化・明確化①

現行

- 「監督の基本的考え方」(平成20年11月21日 内閣府)及び「立入検査の考え方」(平成21年12月24日(平成26年5月14日一部改訂))に基づく、厳格な事前規制・監督による国民の信頼確保に重きを置いた監督
- 立入検査については、すべての公益法人を対象に、公益法人として遵守すべき事項に関する公益法人の事業の運営実態を確認することを目的に、概ね3年を目途に全ての法人に対する立入検査が一巡するスケジュールで実施
- 立入検査時の検査項目は多岐にわたっている。

改正概要

適用開始:令和7年4月1日

- 監督の基本的な考え方を更新し、ガイドラインに明記
 - ①公益法人の自主的・自律的な経営判断を尊重
 - ②法人自身の自浄作用と国民によるチェック機能により公益法人の適正な運営の確保を期待
→運営に問題がない法人については、検査のインターバルを延長(次ページ参照)
 - ③それでもなお適正な運営が確保されない法人に対しては、実効性の高い監督措置を講ずる
- 認定法の解釈や、監督の考え方をガイドラインに示し、予見可能性を高めたうえで、不適切事案には勧告等の果断な措置を実施
- 国民によるチェックを公益法人の適正な運営確保の重要な手段として位置づけ、ガイドラインにおいて情報提供の取扱い(秘密保持、個人情報保護など)を明示
- 変更認定手続きから届出化された事項については、定期提出書類等の確認時や立入検査時に、事業の実施状況、認定基準の適合性等について実態を確認

改正概要

- 内閣府は、予見可能性を高める観点から、監督処分等の内容を整理し、一覧性をもって公表
- 立入検査の実施方法の見直し(具体的な監督処分等の必要性を念頭に行う「**重点検査**」、公益目的事業の実施状況等に問題がないか実地に確認することを目的に行う「**点検調査**」に区別。内閣府における運用については、下記参照)

立入検査の実施方法（内閣府）

【点検調査】(内閣府では、令和5年度に試行、令和6年度に一部実施)

- 公益法人が遵守すべき事項についての注意喚起及び制度理解の醸成に努めることを目的
- 全ての法人を対象に定期的に実施
- 過去の立入検査・事業報告等で問題がない法人は、**検査のインターバルの延長**(概ね10年以内) + **検査内容を簡素化**
- 公益認定後間もない法人等については、制度理解の徹底が重要であることを踏まえ、新規認定後早期に法人運営を支援することを目的とした点検調査を実施(内閣府では、新規認定後早期に一度は実施)
- 「自己チェックシート」及び「備置き書類一覧」を利用した**法人の自己点検、対話に重点を置いた手法で実施**

【重点検査】

- 定期提出書類の確認、情報提供等により、公益目的事業の実施状況や法人運営の実態、事実関係等を直ちに確認する必要があると認められる法人を対象に実施
- 確認すべき事項については、必要に応じて**機動的・集中的に実施**
- 重点検査で発覚した不適切事案には果断に処分を実施

(2)改正内容について (その他)定款に関する事項

制度改正を受けての定款に関する注意事項の御説明。

(その他)定款に関する事項

Q1 今回の制度改革による法令の条項移動について、定款にはいつまでに反映する必要がありますか。

A 今回の公益法人制度改革により、法令上定款で定めなければならないとされている事項に係る規定について条項の移動が発生していますが(公益目的取得財産残額の贈与先に係る規定が認定法第5条【第17号⇒第20号】など)、既存の定款の定めについては、当然に読み替えるものと解釈し、他の定款変更の必要がある機会に合わせて変更すれば足りるものとして差し支えありません。また、法令改正だけでなく、公益法人会計基準の見直しにより、「正味財産増減計算書」を「活動計算書」に改める改正が行われていますが、両者はともに認定規則に規定する「損益計算書」を指すことは明らかであり、このように解釈上間違える余地のない名称等の違いについても、各法人において特段の支障があると判断される場合を除き、同様に取り扱って差し支えありません。

Q2 今回様々な制度改革がありますが、モデル定款の改定はありますか。

A 今回の制度改革を踏まえ、改正後の認定法令等に対応した、令和6年12月改訂版の「公益認定のための「定款」について」を公表しておりますので御参照いただければと思います。

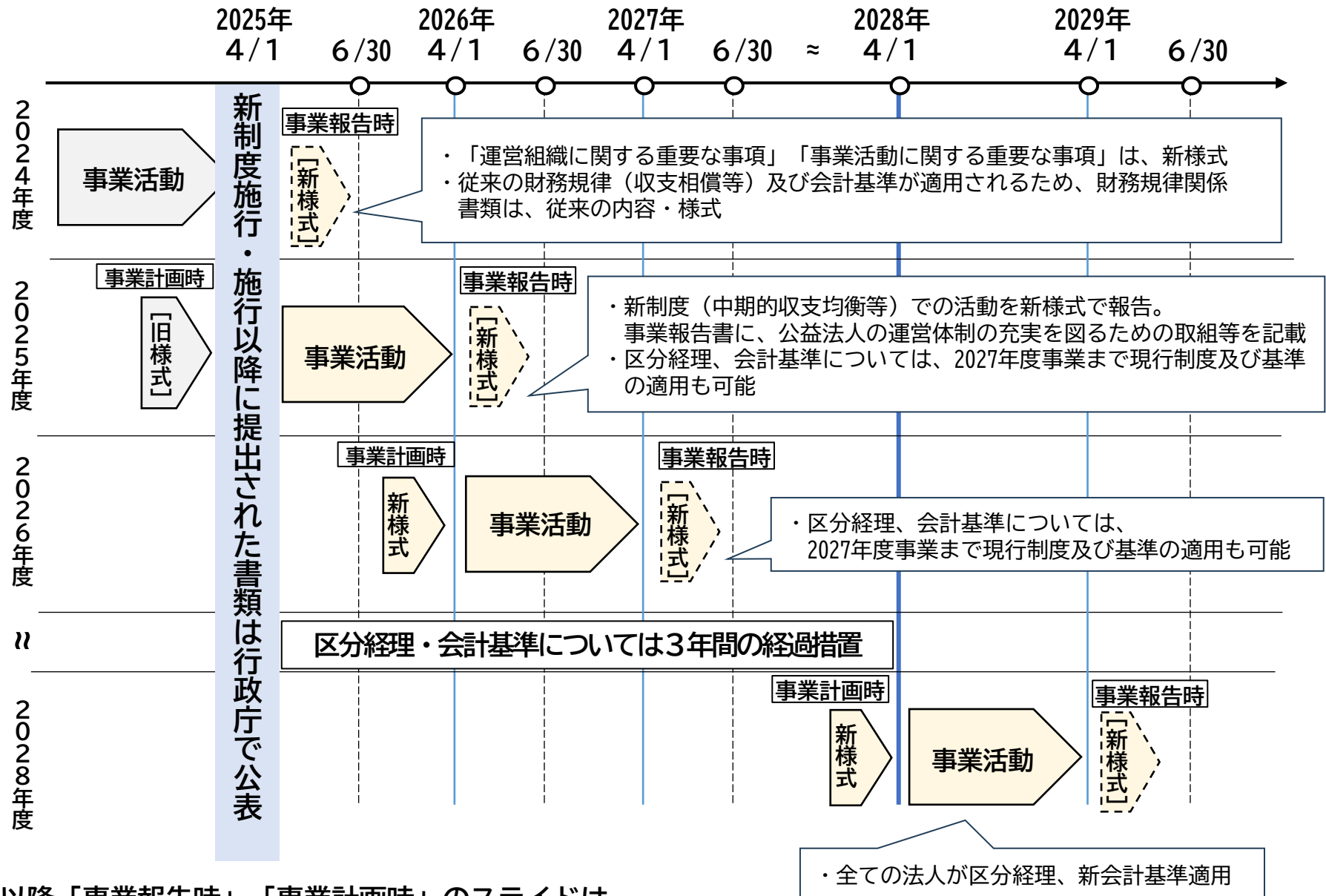
<https://www.koeki-info.go.jp/regulation/teikan.html>

(3) 定期提出書類の 切り替わりについて

制度改革を受けて、行政庁に提出する定期提出書類も変わります。その切り替わりについての御説明。

定期提出書類の切り替わり①

〔事業年度：4月1日～3月31日〕



⇒ これ以降「事業報告時」「事業計画時」のスライドは、4/1～3/31を事業年度とする法人の定期提出書類の切り替わりを整理

定期提出書類の切り替わり②（事業報告時①）

現在（令和5年度分）の事業報告（令和6年6月末までに提出）時の書類

事業報告等に係る提出書

- ① 財産目録
- ② 役員等名簿
- ③ 報酬等支給基準
- ④ キャッシュ・フロー計算書
- ⑤ 別紙1 運営組織・事業活動の状況
- ⑥ 別紙2 法人の基本情報及び組織
- ⑦ 別紙3 法人の事業
- ⑧ 別表A 収支均衡
- ⑨ 別表B 公益目的事業比率
- ⑩ 別表C 遊休財産額
- ⑪ 別表D 意思決定関与財産
- ⑫ 別表E 経理的基礎
- ⑬ 別表F 費用額の配賦
- ⑭ 別表H 公益目的取得財産残額
- ⑮ 社員名簿
- ⑯ 貸借対照表及びその附属明細書
- ⑰ 損益計算書及びその附属明細書
- ⑱ 事業報告及びその附属明細書
- ⑲ 監査報告
- ⑳ 会計監査報告
- ㉑ 確認書(国税)・納税証明書(地方税)
- ㉒ 事業・組織体系図
- ㉓ 社員資格得喪の細則
- ㉔ 会員等に係る細則
- ㉕ 寄付の用途の特定内容が分かる書類
- ㉖ 監督上の処分又は指導の一覧

※ 赤枠の書類が財産目録等に該当し、
行政庁による閲覧又は謄写の請求対象

別紙1に財務規律適合性の確認結果の記載があり
閲覧又は謄写が可能であるが、詳細については
別表A～Cにしか記載がなく、確認ができない

㉒ 令和6年8月から、国税については、
納税証明書は添付不要で確認書を提出
※ 地方税についてはこれまで通り納税証明書の添付が必要

定期提出書類の切り替わり③（事業報告時②）

令和6年度事業の事業報告時の書類（新規書類又は前年度から変更がある書類が太字）

事業報告等に係る提出書

- | |
|--------------------------------|
| ① 財産目録 |
| ② 役員等名簿(令和6年事業年度末日における役員等記載) |
| ③ 報酬等支給基準 |
| ④ キャッシュ・フロー計算書 |
| ⑤' 運営組織に関する重要な事項(⑥+⑫+新規事項) |
| ⑥' 事業活動に関する重要な事項(⑤の一部+⑪+新規事項) |
| ⑫ 事業・組織体系図(⑤'の添付書類に) |
| ⑧ 別表A 収支均衡 |
| ⑨ 別表B 公益目的事業比率 |
| ⑩ 別表C 遊休財産額 |
| ⑬ 別表F 費用額の配賦 |
| ⑭ 別表H 公益目的取得財産残額 |
| ○ 特定費用準備資金について備置き・閲覧等事項を記載した書類 |
| ○ 資産取得資金について備置き・閲覧等事項を記載した書類 |
| ○ 指定寄附資金について備置き・閲覧等事項を記載した書類 |
| ⑮ 社員名簿 |
| ⑯ 貸借対照表及びその附属明細書 |
| ⑰ 損益計算書及びその附属明細書 |
| ⑱ 事業報告及びその附属明細書 |
| ⑲ 監査報告 |
| ⑳ 会計監査報告 |
| ㉑ 確認書(国税)・納税証明書(地方税) |
| ㉒ 社員資格得喪の細則 |
| ㉓ 会員等に係る細則 |
| ㉔ 寄附の使途の特定内容が分かる書類 |

※ 赤枠の書類が財産目録等に該当し、
行政庁による公表対象
→現行の⑥及び⑧～⑩の内容も公表されるため、
現行の⑤との記載重複解消

⑤' = 現行の「⑥別紙2 法人の基本情報及び組織」に、現行の「⑫別表E 経理的基礎」を統合
また、新規事項として、
・ 理事、監事、評議員それぞれの報酬等の総額
・ 法人から受ける財産上の利益が2,000万円を超える者について、その額及び必要の理由 追加

⑥' = 現行の「⑤別紙1 運営組織・事業活動の状況」の一部（寄附・金融資産・資産、負債及び期末純資産）に、現行の「⑪別表D 意思決定関与財産」を統合
また、新規事項として、
・ 関連当事者との取引の有無
・ 海外への送金等取引の有無及びリスク軽減策の有無 追加

※ その他、現行の「⑦別紙3 法人の事業」及び
⑦「監督上の処分又は指導の一覧」は廃止

現行では作成・備置き
等のみ求められている、
3つの○書類について
も行政庁に提出

定期提出書類の切り替わり④(事業報告時③)

令和7年度事業の事業報告時の書類（新規書類又は前年度から変更がある書類が太字）

事業報告等に係る提出書

- ① 財産目録
- ② 役員等名簿(令和7年事業年度末日における役員等記載)
- ③ 報酬等支給基準
- ④ キャッシュ・フロー計算書
- ⑤' 運営組織に関する重要な事項(⑥+⑫+新規事項)
- ⑥' 事業活動に関する重要な事項(⑤の一部+⑪+新規事項)
- ⑬ 事業・組織体系図(⑤'の添付書類に)
- ⑧' 新別表A 中期的収支均衡
- ⑨' 新別表B 公益目的事業比率(⑬の内容が統合)
- ⑩' 新別表C 使途不特定財産額
- (⑭) 別表H 公益目的取得財産残額
- 公益充実資金の取崩方法についての定め等(新規事項)
- 特定費用準備資金について備置き・閲覧等事項を記載した書類
- 資産取得資金について備置き・閲覧等事項を記載した書類
- 指定寄附資金について備置き・閲覧等事項を記載した書類
- ⑮ 社員名簿
- ⑯ 貸借対照表及びその附属明細書
- ⑰ 損益計算書及びその附属明細書
- ⑱ 事業報告及びその附属明細書
- ⑲ 監査報告
- ⑳ 会計監査報告
- ㉑ 確認書(国税)・納税証明書(地方税)
- ㉒ 社員資格得喪の細則
- ㉓ 会員等に係る細則
- ㉔ 寄附の使途の特定内容が分かる書類

※ 赤枠の書類が財産目録等に該当し、
行政庁による公表対象

⑧'～⑩' 制度改正後の財務規律への適合性を記載
※現行の「⑬別表F 費用額の配賦」は⑨'に統合

「⑭別表H 公益目的取得財産残額」については、
区分経理を行っている場合(一定の要件を満たし
区分経理を行わない場合も含む)は不要

※令和10年度事業報告時から、全法人が区分経理を
しなければならないので別表Hは廃止

公益目的事業の実施状況
ガバナンス事項(運営体制
充実のための取組)を記載

定期提出書類の切り替わり⑤(事業計画時)

現行

●令和7年3月31日までに提出の事業計画時の書類(令和7年度事業の計画)

事業計画書
収支予算書
資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
理事会等の承認を証する書類

- ・赤枠の書類が財産目録等に該当し、行政庁における閲覧又は謄写の請求対象
- ・制度改正後の事業年度に関しての「事業計画書」「収支予算書」ではあるものの、従前と同じ書類を作成

※ ただし、提出遅延により、これらの書類が令和7年4月1日以降に行政庁に提出された場合は、「事業の内容」を作成、提出の必要が生じ、全ての提出書類が、公表される。

改正概要

●令和8年3月31日までに提出の事業計画時の書類(令和8年度事業の計画)

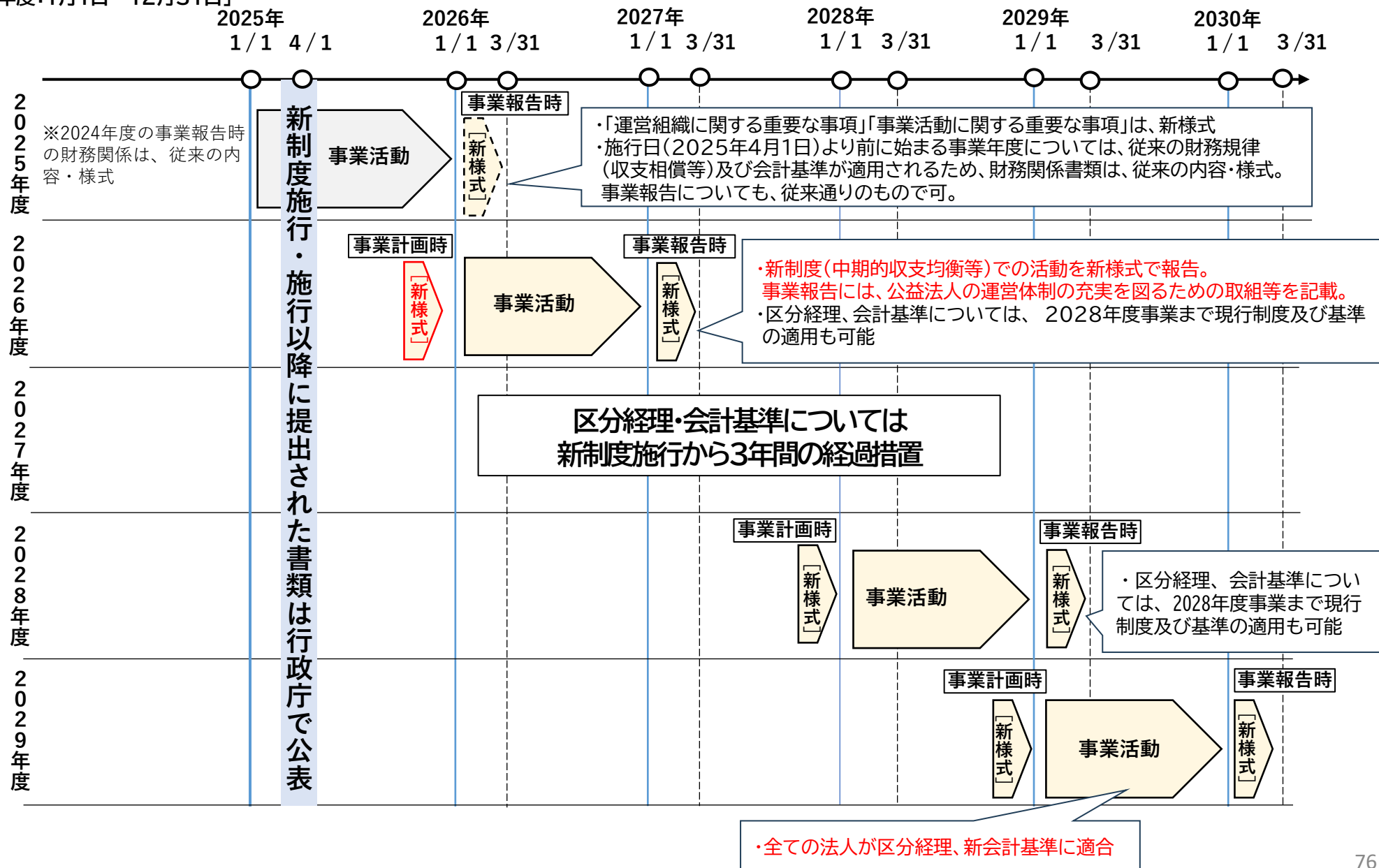
事業計画書
収支予算書
資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
事業の内容(「公益目的事業の種類及び内容」と「収益事業等の内容」)
・事業の一覧
・公益目的事業の種類及び内容
・事業の公益性について(公益目的事業のチェックポイント該当性)
・収益事業について
・その他事業について
理事会等の承認を証する書類

- ・赤枠の書類が財産目録等に該当し行政庁による公表対象
- ・事業報告時に提出していた「事業の内容」を事業計画時に提出
- ・収支予算書は、これまでと変わらず公益目的事業会計・収益事業等会計・法人会計の各経理単位の内訳を表示し、各事業の内訳も記載する(区分経理が免除される法人は、区分別内訳不要)。
- ・「事業の内容」は、その時点で認定等されている事業の内容をそのまま記載(システム上既存の書類を流用処理など予定)。

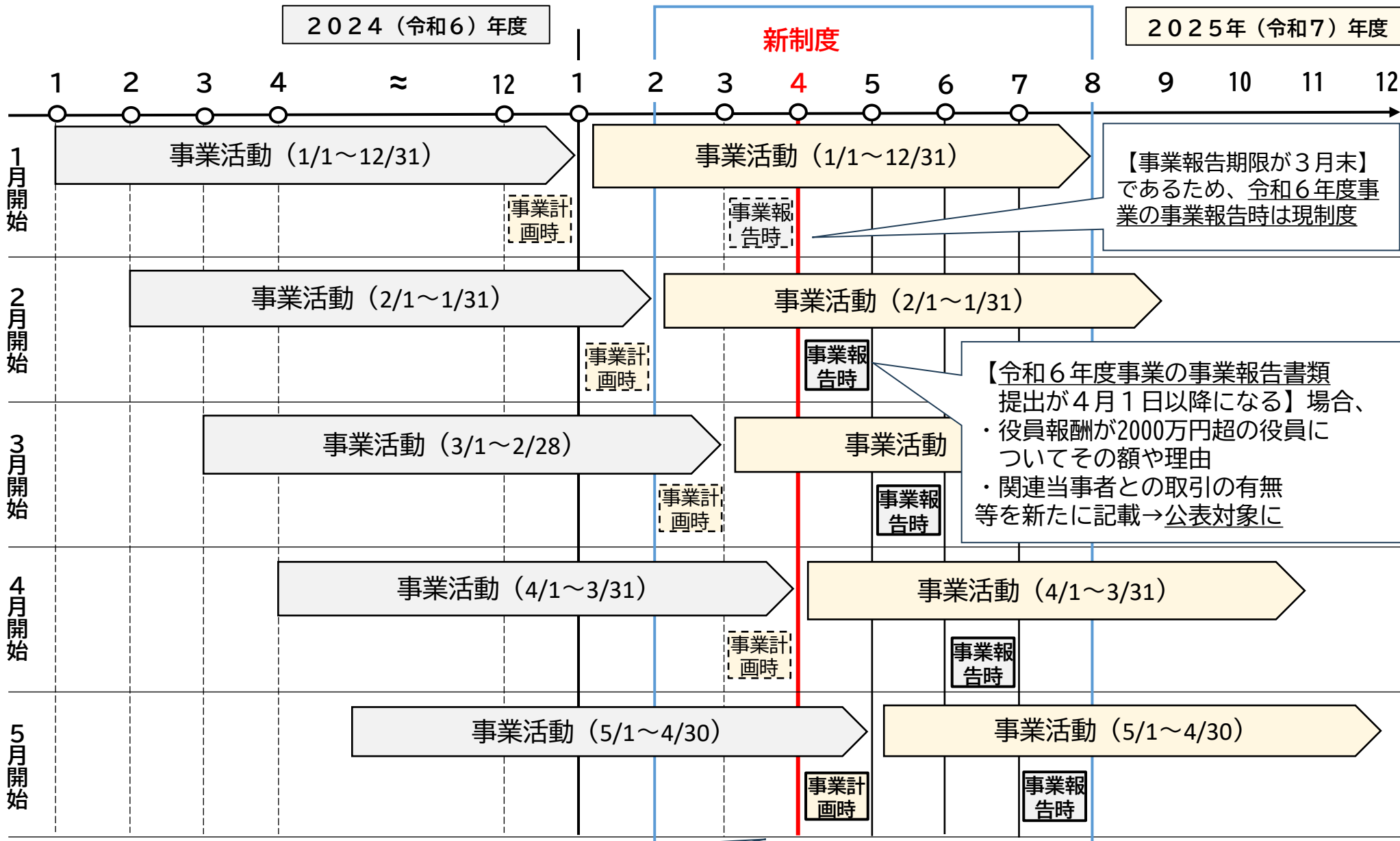
定期提出書類の切り替わりについて⑥

※事業年度が4月1日～3月31日でない法人の場合の切り替わり例

[事業年度:1月1日～12月31日]



(参考)事業年度開始の月別の切り替わり



【令和7年度事業の事業計画書類提出が4月1日以降になる】場合、「事業の内容」について事業計画時に提出→公表対象に

Q1 4月－3月事業年度の法人です。令和7年4月1日以降、同年6月30日までに備置きし、行政庁に提出する書類の変更点は具体的には何でしょうか。

A 事業年度終了後3月以内(令和7年6月30日まで)に提出する書類(事業報告等)は、

- ・ 運営組織に関する重要な事項

(理事・監事等毎の報酬等の総額・2000万円を超える報酬・給与を受ける者について金額及びその必要の理由)

- ・ 事業活動に関する重要な事項

(関連当事者との取引、海外への送金の有無及びそれに関連するリスクの軽減策の有無)

が新様式での作成となります。

Q2 内閣府や都道府県に提出した書類のうち公表されるものを、具体的に教えてください。

A 事業年度開始前に提出する書類は「理事会等の承認を証する書類」以外がそのまま公表されます。

(事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込み、事業内容)

事業年度終了後3月以内に提出する書類は、「財産目録等」(納税証明書・国税に関する確認書等は非該当)について、全てそのまま公表されます。 ※したがって、個人情報記載に御注意ください。

(4) 会計基準の見直し

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年法律第29号)の成立を受け、新しい「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準の運用指針」の制定。

公益法人制度改革に伴う見直しに加え、「わかりやすい財務情報の開示」のための見直し

⇒令和7年4月1日以降に開始する事業年度から適用。

ただし、令和10年3月31日までに開始する事業年度までは従前の会計基準の適用も可能

【ポイント】

- ・新会計基準全体に関する基本的な考え方として、公益法人における「財務報告の目的」を明確化(公益法人に期待される財務情報の開示の考え方を明確化)
- ・公益法人の特性を踏まえつつ、多様なステークホルダーにとってわかりやすい財務情報の開示とするため、公益法人特有の会計処理を見直し(振替処理の廃止、基本財産・特定資産の位置付けの整理等)。併せて、「正味財産増減計算書」から「活動計算書」へ見直し
- ・財務規律の柔軟化・明確化に伴う法人の説明責任として、財務諸表における情報開示を充実(財務規律への適合状況について注記及び附属明細で一体的な情報開示)
- ・現行会計基準制定時(平成20年)からの公益法人の活動や社会変化への対応として、金融商品に関する会計処理や固定資産に関する会計処理などの明確化、寄付によって受け入れた資産に関する情報開示の追加

(参考)貸借対照表の変更

現行基準

貸借対照表
X年 3月31日現在

公益財団法人XXXX		(単位:円)		
科 目		当年度	前年度	増 減
Ⅰ 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	32,000	12,000	20,000	
流動資産合計	32,000	12,000	20,000	
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
投資有価証券	14,200,000	14,100,000	100,000	
基本財産合計	14,200,000	14,100,000	100,000	
(2) 特定資産				
公益事業積立資産	160,000	110,000	50,000	
○周年事業積立資産	100,000	0	100,000	
什器備品	450,000	0	450,000	
特定資産合計	710,000	110,000	150,000	
(3) その他固定資産				
その他固定資産合計	0	0	450,000	
固定資産合計	14,910,000	14,210,000	700,000	
資産合計	14,942,000	14,222,000	720,000	
Ⅱ 負債の部				
1. 流動負債				
流動負債合計	0	0	0	
2. 固定負債				
固定負債合計	0	0	0	
負債合計	0	0	0	
Ⅲ 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
受取配当金	160,000	110,000	50,000	
国庫補助金	450,000	0	450,000	
寄付金	14,200,000	14,100,000	100,000	
指定正味財産合計	14,810,000	14,210,000	600,000	
(うち基本財産への充当額)	(14,200,000)	(14,100,000)	100,000	
(うち特定資産への充当額)	(610,000)	(110,000)	500,000	
2. 一般正味財産				
一般正味財産合計	132,000	12,000	120,000	
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	0	
(うち特定資産への充当額)	(100,000)	(0)	100,000	
正味財産合計	14,942,000	14,222,000	720,000	
負債及び正味財産合計	14,942,000	14,222,000	720,000	



新基準

貸借対照表
X年 3月31日現在

公益財団法人XXXXX		当年度	前年度
科 目			
Ⅰ 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	292,000	122,000	
流動資産合計	292,000	122,000	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品	450,000	0	
有形固定資産合計	450,000	0	
(2) 無形固定資産			
無形固定資産合計	0	0	
(3) その他固定資産			
投資有価証券	14,200,000	14,100,000	
その他固定資産合計	14,200,000	14,100,000	
固定資産合計	14,650,000	14,100,000	
資産合計	14,942,000	14,222,000	
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計	0	0	
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	
負債合計	0	0	
Ⅲ 純資産の部			
1. 指定純資産	14,560,000	14,110,000	
2. 一般純資産	182,000	12,000	
3. その他有価証券評価差額金	200,000	100,000	
(うち、指定純資産に係る評価差額金)	(200,000)	(100,000)	
(うち、一般純資産に係る評価差額金)	(0)	(0)	
純資産合計	14,942,000	14,222,000	
負債及び純資産合計	14,942,000	14,222,000	

変わったポイント

- ①基本財産、特定資産の扱い
- ②固定資産の部の表示区分
- ③純資産の部の表示方法、会計処理方法

会計区分別内訳

5. 貸借対照表の注記

(1) 会計区分別内訳

単位:円

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引等消去	合計
流動資産	160,000		132,000		292,000
固定資産	14,650,000				14,650,000
総資産	14,810,000		132,000		14,942,000
流動負債	0		0		0
固定負債	0		0		0
総負債	0		0		0
純資産	14,810,000		132,000		14,942,000

ポイント

①合計額は、B/S本表と一致します。

②今回の制度改正で、公益認定法上の「公益目的事業財産」=「公益目的事業会計」となるように定義が見直しされています。これに伴い、公益認定取り消しの際に国等へ贈与する必要のある金額である「公益目的取得財産残額」も、公益目的事業会計の情報に基づき計算されることとなります(現行の別表Hは廃止)。

③公益目的事業会計上に「長期他会計借入金」といった勘定科目で負債を計上する場合には、①借入の財源(法人活動保有財産、資産取得資金、特定費用準備資金又は指定寄附資金)、②事情(資金不足により公益目的事業を継続することが困難な状況)を脚注で記載します。

(記載例)

●年度の災害により、公益目的事業の対価収入が途絶え、人件費が▲円不足したことから、法人活動保有財産を▲円取り崩し公益目的事業の資金不足に充当した。

④設例では、継続記録法を前提に、会計区分別の仕訳入力を日々行うことを前提としていますので、貸借対照表の会計区分別内訳も会計記録から作成しています。なお、貸借対照表の会計区分別内訳は、每期、棚卸法的に作成することも容認されています。

(参考)損益計算書の変更

現行基準

正味財産増減計算書

X-1年 4月 1日から X年 3月31日まで

公益財団法人XXXX

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
受取配当金振替額	650,000	590,000	60,000
受取補助金等			
受取補助金等振替額	50,000	0	50,000
受取寄付金			
受取寄付金	140,000	30,000	110,000
経常収益計	840,000	620,000	220,000
(2) 経常費用			
事業費			
給料手当	100,000	90,000	10,000
支払助成金	550,000	500,000	50,000
減価償却費	50,000		50,000
管理費			
給料手当	20,000	18,000	2,000
経常費用計	720,000	608,000	112,000
評価損益等調整前当期経常増減額	120,000	12,000	108,000
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	120,000	12,000	108,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	120,000	12,000	108,000
一般正味財産期首残高	12,000	0	12,000
一般正味財産期末残高	132,000	12,000	120,000
II 指定正味財産増減の部			
受取配当金	700,000	700,000	0
受取補助金等	500,000	0	500,000
基本財産評価損益等	100,000	100,000	0
一般正味財産への振替額	△ 700,000	△ 590,000	△ 110,000
当期指定正味財産増減額	600,000	210,000	390,000
指定正味財産期首残高	14,210,000	14,000,000	210,000
指定正味財産期末残高	14,810,000	14,210,000	600,000
III 正味財産期末残高	14,942,000	14,222,000	720,000



新基準

活動計算書

X-1年 4月 1日から X年 3月31日まで

公益財団法人XXXX

(単位:円)

科 目	当年度	前年度
I 経常活動区分		
(1) 経常収益		
受取配当金	700,000	700,000
受取補助金	500,000	0
受取寄付金	140,000	30,000
経常収益計	1,340,000	730,000
(2) 経常費用		
公1事業費	700,000	590,000
管理費	20,000	18,000
経常費用計	720,000	608,000
当期経常収益費用差額	620,000	122,000
II その他活動区分		
(1) その他収益		
その他収益計	0	0
(2) その他費用		
その他費用計	0	0
その他収益費用差額	0	0
税引前当期収益費用差額	620,000	122,000
法人税、住民税及び事業税	0	0
法人税等調整額	0	0
当期収益費用差額	620,000	122,000
期首純資産額	14,122,000	14,000,000
期末純資産額	14,742,000	14,122,000

変わったポイント

- ①名称:「正味財産増減計算書」→「活動計算書」
- ②財源区分(指定純資産、一般純資産)と振替処理の扱い
- ③費用の表示方法
- ④評価損益等の表示方法

財源区分別内訳

18. 活動計算書の注記
(1) 財源区分別内訳

		(単位:円)		
科 目		一般純資産	指定純資産	合計
I 経常活動区分				
(1) 経常収益				
受取配当金		700,000		700,000
受取補助金			500,000	500,000
受取寄付金		140,000		140,000
経常収益計		840,000	500,000	1,340,000
(2) 経常費用				
公1事業費		650,000	50,000	700,000
管理費		20,000		20,000
経常費用計		670,000	50,000	720,000
経常収益費用差額		170,000	450,000	620,000
II その他活動区分				
(1) その他収益				
その他収益計		0	0	0
(2) その他費用				
その他費用計		0	0	0
その他収益費用差額		0	0	0
税引前当期収益費用差額		170,000	450,000	620,000
法人税、住民税及び事業税		0	0	0
法人税等調整額		0	0	0
当期収益費用差額		170,000	450,000	620,000
期首一般純資産又は期首指定純資産		12,000	14,110,000	14,122,000
期末一般純資産又は期末指定純資産		182,000	14,560,000	14,742,000

設例では、固定資産の取得のために交付された国庫補助金(50万円)のみが指定純資産の増加収入となります。
本注記では、当該国庫補助金50万円と、補助金で取得した固定資産の減価償却費5万円のみが、指定純資産の列に計上されていることがポイントです。

一般純資産として会計処理する収益(設例では受取配当金及び受取寄付金の2つ)は一般純資産の列に計上し、同収入を財源に支出した費用も一般純資産の列に計上します。

<ポイント>

- ①合計額はP/L本表の当年度の金額と一致します。
- ②一般純資産及び指定純資産の列に何の取引や金額を記載するか(吹き出しのコメント参照)
- ③設例は、財源区分別の仕訳入力を日々行うことを前提としていますので、活動計算書の財源区分別内訳も会計記録をベースに作成しています。

新しい公益法人会計基準 オンライン説明会

令和7年度新公益法人会計基準適用開始！

参加費
無料

新会計基準移行に向けての最新解説



配信開始日

令和7年1月8日配信開始

YouTube配信

時間

約2時間45分

対象

公益社団法人、公益財団法人
その他、公益法人会計に
携わる全関係者

講師/

松前 江里子

公認会計士

(内閣府公益法人の会計に関する研究会
専門員)

説明会内容

- ・ 新公益法人会計基準の解説
- ・ 財務諸表の変更点、注記の変更点
- ・ 新会計基準の適用に向けて 等

視聴方法

※ 1月23日に動画を一般公開

下記URL又は左のQRコードから内閣府のHPに
アクセスすると、動画のリンク先や資料が掲載
されております。



URL <https://www.koeki-info.go.jp/administration/seminar.html>

主催：内閣府公益認定等委員会事務局（受託事業者：有限責任監査法人トーマツ）

問合せ窓口：<https://koekikaikei.smtkg.jp/public/application/add/67>

YouTube動画配信画面



- ・2月中旬には**再生回数10,000回を超えました！**
- ・全体版は2時間45分と長いため、内容ごとに分割した動画も公開しています。また、HPで文字起こしも公開しています。
<https://www.koeki-info.go.jp/administration/seminar.html>
- ・説明会のほか全国20か所で個別相談会も行い、質問事例を集約したFAQも公表予定です。

ご清聴ありがとうございました。

新制度の情報は内閣府「公益法人Information」で公表しています。

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト
公益法人  nformation

公益法人とは	公益法人への寄附	公益法人になる	公益法人の皆様へ	公益認定等
公益法人とは 公益法人制度の簡単な解説。公益法人・移行法人の検索など	公益法人への寄附 公益法人への寄附に係る税制優遇に関する情報など	公益法人になる 公益認定を受けるために参考となる情報など	公益法人の皆様へ 公益法人・移行法人の運営に役立つ情報など	公益認定等委員会 公益認定等委員会の答申や活動状況など
		法律・制度関連 公益法人制度関連法令やガイドライン・FAQなど		



<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>

YouTubeチャンネルも開設しておりますので、是非ご視聴ください！！



<https://www.youtube.com/watch?v=D1Keg52cVpo>